

第2期岩手町地域福祉計画

令和4年3月

岩手町

はじめに

近年、急速な少子高齢化や核家族化の進行などによるライフスタイルの変化や価値観の多様化によって、地域における人と人とのつながりが希薄化し、社会的孤立や生活困窮など地域住民が抱える課題が複合化・複雑化しております。

また、高齢者・障がい者・児童など複数の分野にわたる課題に加え、制度の狭間に陥る課題も顕在化しており、個別の福祉制度のみでは十分な解決を図ることが困難な生活課題への対応が求められています。

本町では、平成24年3月に「岩手町地域福祉計画」を策定し、町の地域福祉を推進してきました。

この度、これまでの成果や新たな課題を踏まえ、町民が住み慣れた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、町民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりを目指すとともに、制度の枠にとられない「地域共生社会の実現」に向けた取り組みなど、岩手町における新たな「地域福祉」を推進するうえでの指針とするため、第2期岩手町地域福祉計画を策定することとしました。

本計画の基本理念である「共に支え合い、助け合うまち」の実現に向け、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、行政だけでなく、地域住民、民間事業者、ボランティア等が役割分担を行いながら、住民一人ひとりが心身ともに生きがいを持って暮らせる、やさしい町を目指し、施策を展開してまいりますので、町民の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますとともに、地域の福祉活動への主体的な参加をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力いただきました岩手町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の方々、関係機関・団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

岩手町長 佐々木 光 司

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 地域福祉計画とは.....	3
4 SDGsの理念.....	4
5 計画の位置づけ.....	5
6 計画の期間.....	6
7 計画の策定体制.....	7
(1) 岩手町地域福祉計画策定委員会における審議.....	7
(2) アンケート調査の実施.....	7
(3) パブリックコメントの実施.....	7

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口や世帯の状況.....	9
(1) 人口の推移.....	9
(2) 人口ピラミッド.....	10
(3) 人口推計.....	11
(4) 自然動態・社会動態.....	12
(5) 合計特殊出生率.....	13
(6) 世帯の状況.....	14
(7) 就業及び産業の状況.....	15
(8) 障がい者手帳所持者数の推移.....	17
(9) 要支援・要介護認定者数の推移.....	18
(10) 生活保護の状況.....	19
2 地域を支える各種団体の状況.....	20
(1) 自治振興会.....	20
(2) 社会福祉協議会.....	20
(3) 民生委員・児童委員.....	20
3 アンケート調査結果.....	21
(1) 調査結果（一部抜粋）.....	21
4 アンケート結果等からみる地域の課題.....	33

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	36
3 計画の体系.....	37
4 地域福祉圏域の考え方.....	38

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

1 必要な支援を受けられる体制づくり	40
（1）情報提供・総合的な相談支援体制の充実	40
（2）福祉サービスの充実と質の向上	42
（3）権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】	44
（4）生活困窮者自立支援対策の推進	46
（5）再犯防止に向けた取り組みの推進【再犯防止推進計画】	48
2 支え合い、生きがいを持って暮らせるまち	50
（1）地域福祉の意識の醸成	50
（2）地域のふれあい、交流の推進	52
（3）地域福祉を担う人材育成とボランティア活動の支援	54
（4）社会参加と生きがいづくりの推進	56
3 安全・安心に暮らせるまち	58
（1）安心生活ネットワークの推進	58
（2）健康づくりの推進	66
（3）暮らしやすい生活環境の整備	68
（4）防犯対策の充実	70
（5）災害時の支援体制の充実	72

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進	75
（1）住民の理解と参画の促進	75
（2）庁内関係各課との連携	75
（3）関係機関との連携	75
2 計画の進行管理	76

資料編

1 岩手町地域福祉計画策定委員会設置要綱	77
2 岩手町地域福祉計画策定委員名簿	78
3 用語集	79

「障害」の「害」の表記について

本町では、「害」という漢字が不快感を与えるおそれがあることから、法令や制度、固有名詞等を除き、原則として「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

そのため、本計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在しています

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化など社会情勢や地域社会の変化に伴って、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050 問題や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなど地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待される地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

住民誰もが、いきいきと暮らしていくためには、地域住民の多様なニーズに応じることのできる、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められています。そのため、福祉・保健・医療の連携による従来型の福祉サービスの充実はもちろんですが、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが今後はより一層重要となります。

「地域福祉計画」は、誰もが地域において安心して生きがいを持って生活が送れるような地域社会の実現に向け、住民、ボランティア、NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、町など、地域福祉に関わる全ての人々が連携し、住民が主体的に参加する地域づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。

本町では平成 24 年3月にすべての住民が生涯を通していきいきと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進め、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わっていくための指針として、「岩手町地域福祉計画」を策定し、町の地域福祉を推進してきましたが、令和3年度において現行計画の期間満了を迎えることから、これまでの成果や新たな課題を踏まえ、「第2期岩手町地域福祉計画」を策定することとしました。

2 地域福祉とは

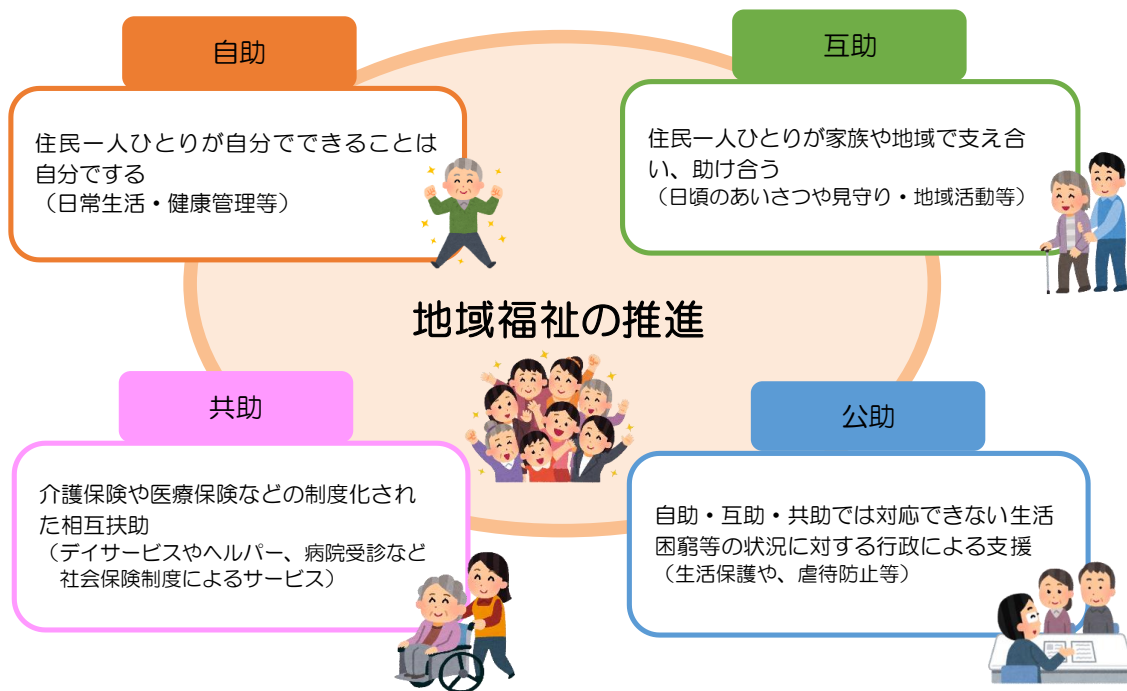
地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■ 「自助・互助・共助・公助」の考え方



3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条第1項の規定に基づき「市町村地域福祉計画」として策定するもので、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

■社会福祉法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 SDGsの理念

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

■持続可能な開発目標（SDGs）の概要

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



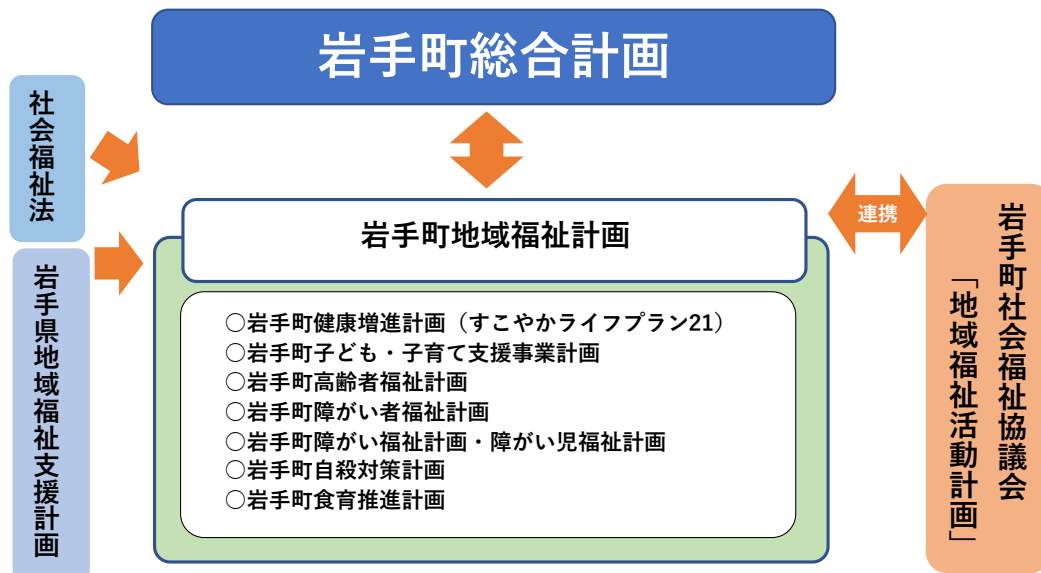
5 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、「岩手町総合計画」を上位計画とし、町の「健康増進計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などの関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

また前述の福祉分野ごとの個別計画には、それぞれの分野固有の施策、達成目標などは、各個別計画に基づいて推進します。

一方、本計画はこれらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念と地域福祉を進めていくための基本的な方向を内容とします。

■計画の位置づけ



社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画であり、地域福祉計画と相互に連携するものです。

6 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

なお、町及び社会福祉協議会を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて見直しを検討するものとします。

■計画期間

関連諸計画	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
総合計画			岩手町総合計画										
地域福祉計画		第1次計画	本計画（令和4年度～令和13年度）										
		計画策定											計画策定
健康増進計画		第2次計画						第3次計画					
高齢者福祉計画		第7期計画		第8期計画									
子ども・子育て支援事業計画			第2期計画										
障がい者福祉計画			第3次計画										
障がい福祉計画 障がい児福祉計画			第6期計画 第2期計画										
食育推進計画			第3次計画										
自殺対策計画			第1次計画										

7 計画の策定体制

(1) 岩手町地域福祉計画策定委員会における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉施策の推進に係る検討を行うために、「岩手町地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、具体的な仕組みづくりや条件整備のあり方などを検討するため、町民と地域活動関係者の方々の「地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方」についての意向や要望などを把握し、計画策定をする際の基礎資料を作成するためにアンケートを実施しました。

■アンケート調査の概要

調査の種類	一般町民用
調査対象	20歳以上の町民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和3年8月～9月
回収結果	配布数：1,000件 有効回収数：435件 (有効回収率：43.5%)

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和4年2月10日から3月1日を期間としてパブリックコメントを実施しました。

第2章

地域福祉を取り巻く状況

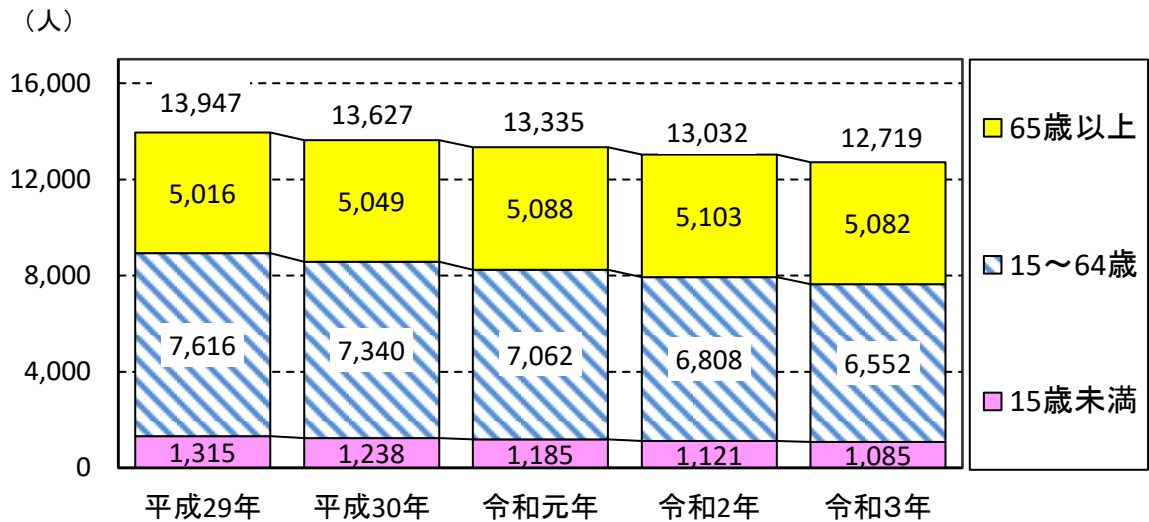
1 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

人口は、平成29年から令和3年まで減少傾向で推移しており、令和3年現在では、12,719人となっています。年齢3区分別人口では、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向となっており、65歳以上の老年人口は増加傾向で推移していましたが、令和2年から令和3年度にかけて減少しています。

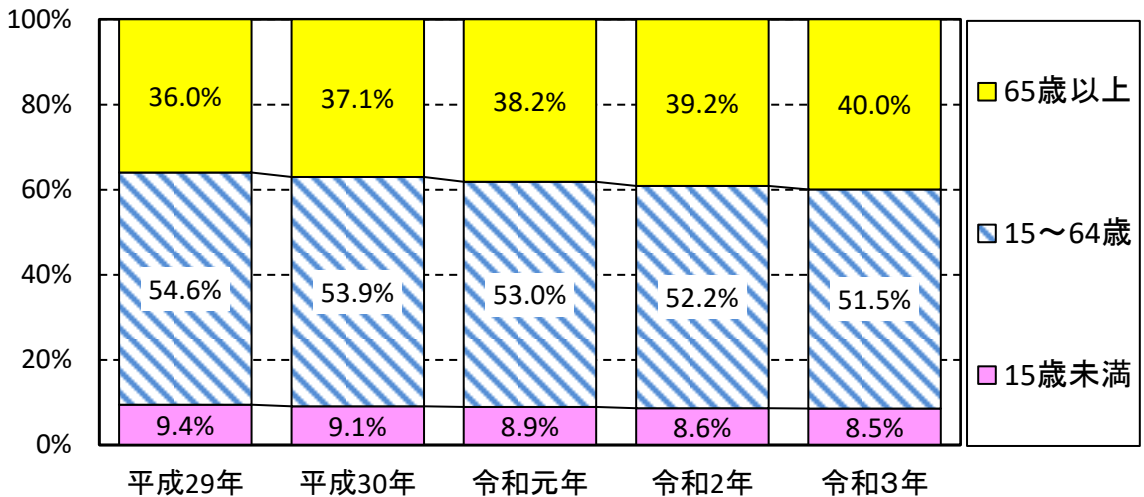
また、年齢3区分人口構成では、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の老年人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、令和3年では、年少人口割合8.5%、生産年齢人口割合51.5%、老年人口割合40.0%となっています。

■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

■年齢3区分別人口割合



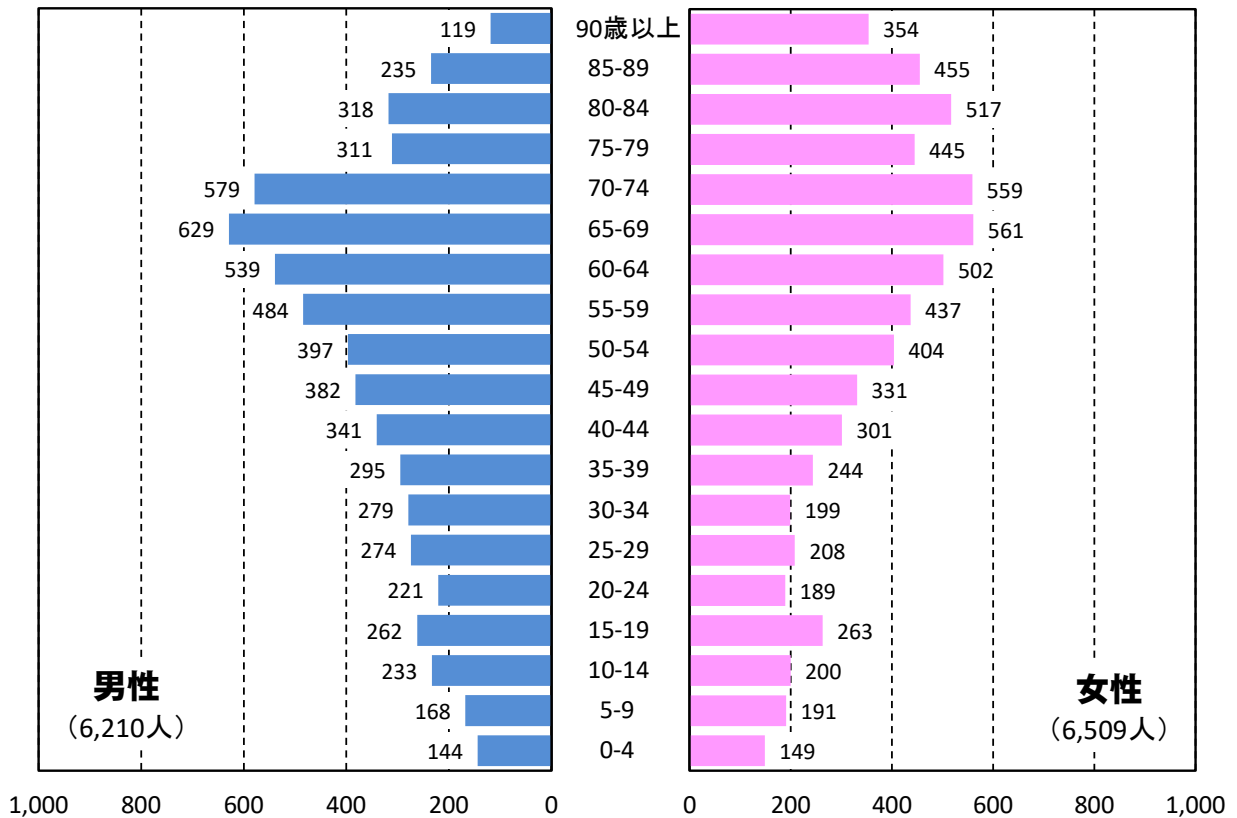
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 人口ピラミッド

令和3年3月31日現在の人口ピラミッドをみると、男女ともに「65-69歳」が最も多くなっています。

ピラミッドの下部の年少人口をみると、人数の割合は少なく、将来の人口減少が予測される人口構成となっています。また、「60-74歳」までの人口構成が高く、今後75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれます。

■人口ピラミッド



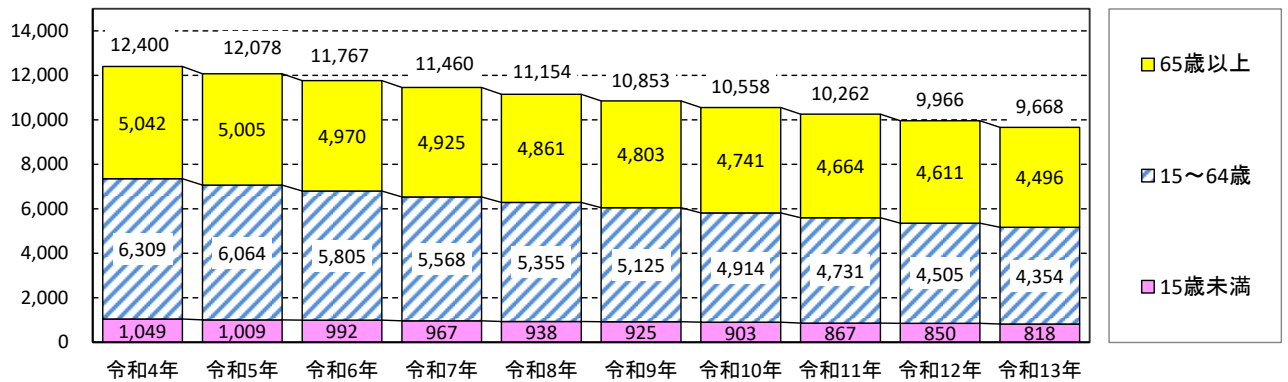
資料：住民基本台帳 令和3年3月31日現在

(3) 人口推計

計画期間である令和4年から令和13年までの人口をコーホート変化率法により推計すると、総人口は減少傾向にあり10年後の令和13年には、1万人を切り、9,668人にまで減少することが見込まれています。また、年齢3区分別人口では、老年人口が生産年齢人口より多くなり、高齢化率は46.5%にまで達すると予測されています。

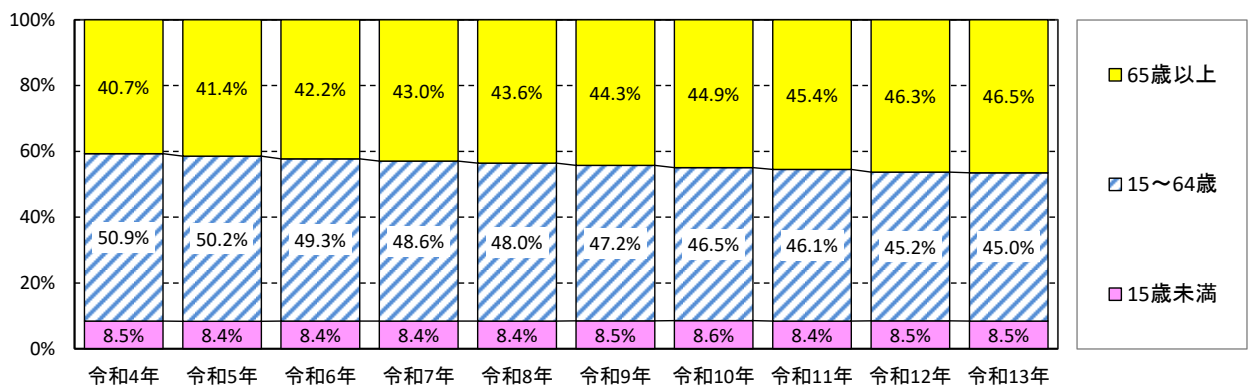
■人口推計

(人)



資料：令和元年から令和3年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計人口

■人口構成



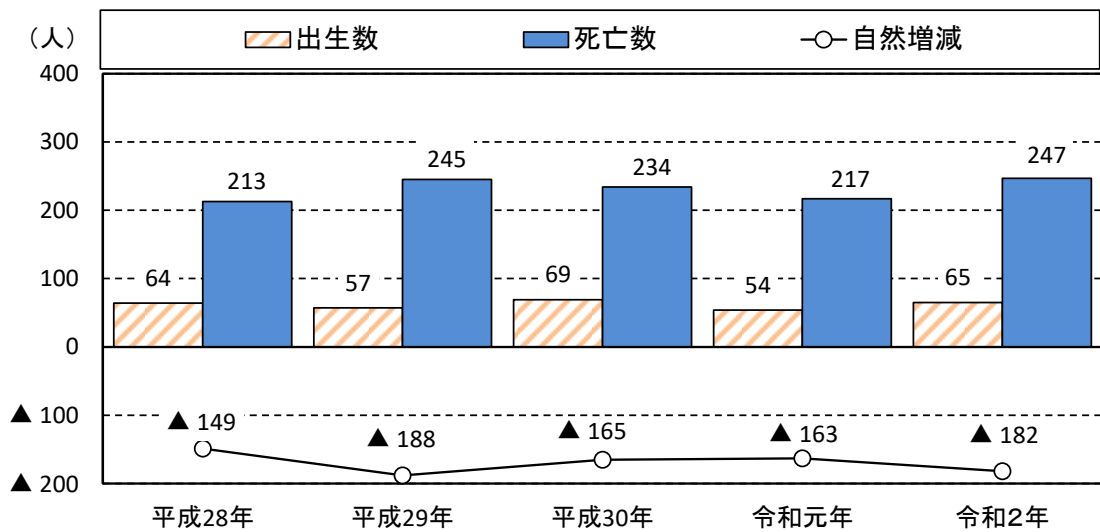
資料：令和元年から令和3年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計人口

(4) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和2年では、マイナス182人となっています。

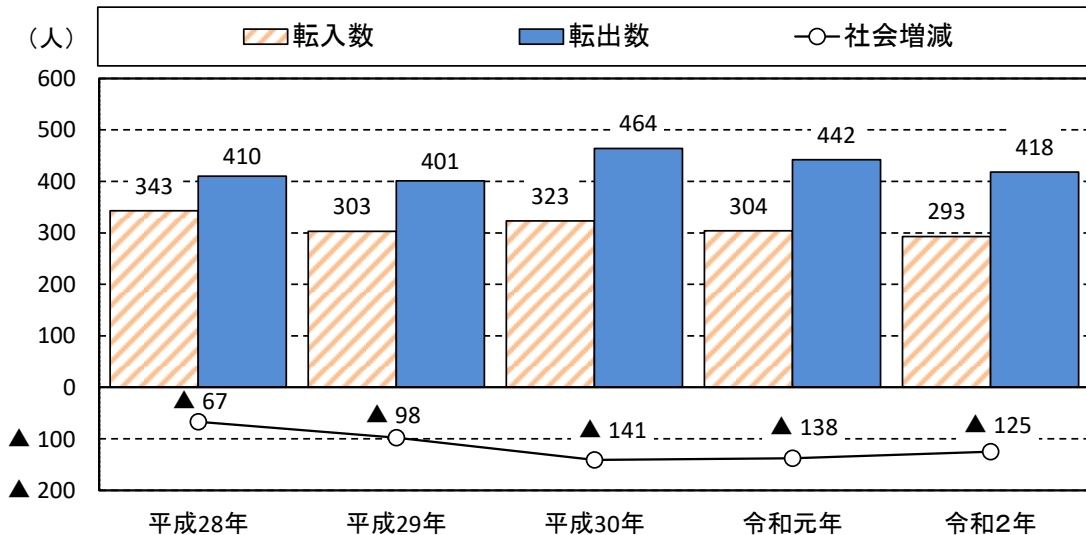
また、社会動態については、常に転出数が転入数を上回り、令和2年では、マイナス125人となっています。

■自然動態



資料：町民課 各年12月31日現在

■社会動態

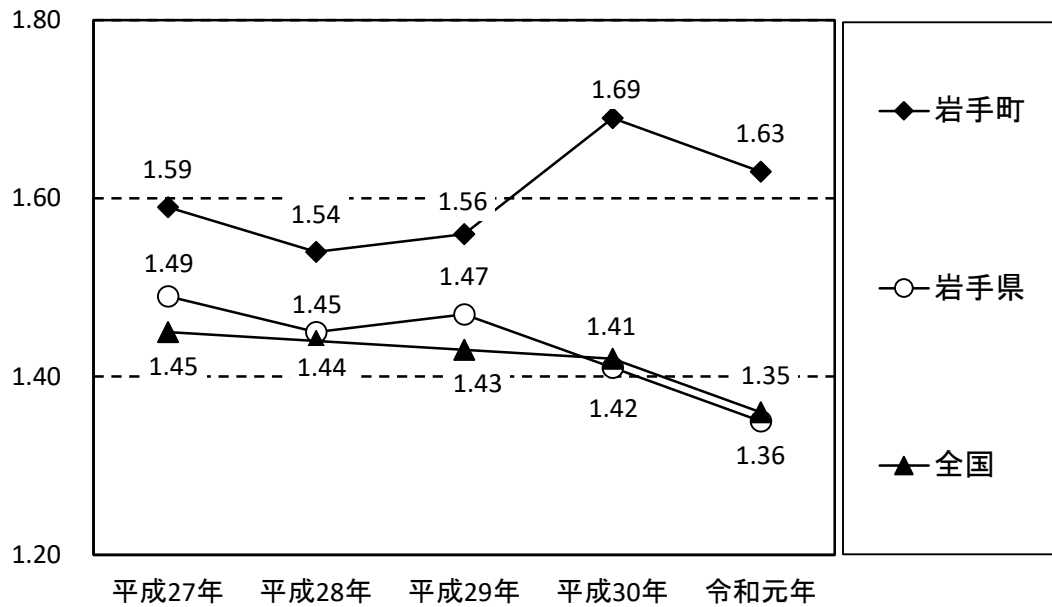


資料：町民課 各年12月31日現在

(5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国平均や県平均より高く、令和元年では、県平均より 0.28 ポイント高い 1.63 となっています。

■合計特殊出生率



資料：岩手県保健福祉年報

(6) 世帯の状況

一般世帯数は減少傾向で推移し、令和2年では、4,761世帯となっています。

65歳以上親族のいる一般世帯は、増加傾向で推移し3,130世帯となっており、高齢単身世帯の増加が大きくなっています。

また、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯は共に減少傾向で推移していることから、世帯数からも少子高齢化の進行がみられます。

母子・父子世帯の状況は、令和2年で、母子世帯は47世帯、父子世帯は8世帯となっています。

■世帯の状況

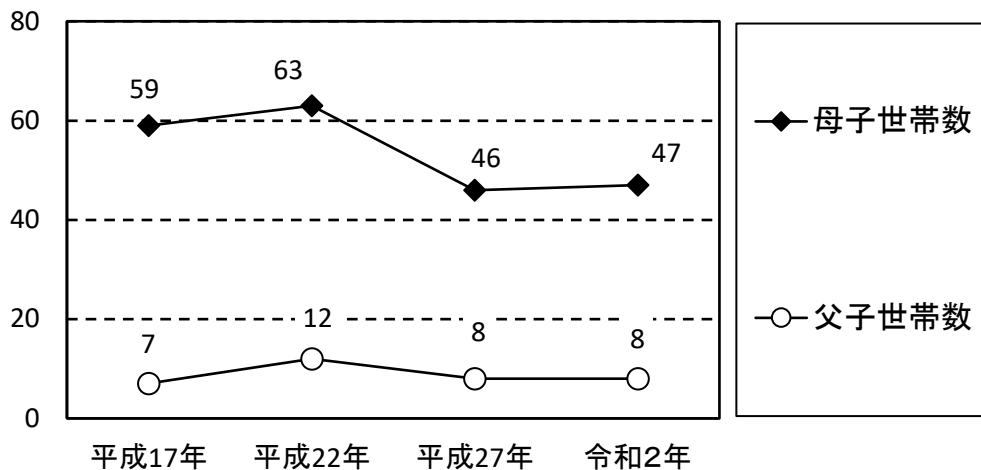
(単位：世帯、人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数 …(ア)	5,196	5,030	4,915	4,761
(ア)のうち65歳以上親族のいる一般世帯 …(イ)	3,039	3,056	3,128	3,130
(イ)のうち高齢夫婦世帯 …(ウ)	588	633	646	646
(イ)のうち高齢単身世帯 …(エ)	423	502	627	739
(ア)のうち18歳未満親族のいる一般世帯 …(オ)	1,479	1,216	992	782
(オ)のうち6歳未満親族のいる一般世帯 …(カ)	525	412	332	269

資料：国勢調査

■母子・父子世帯の状況

(世帯)



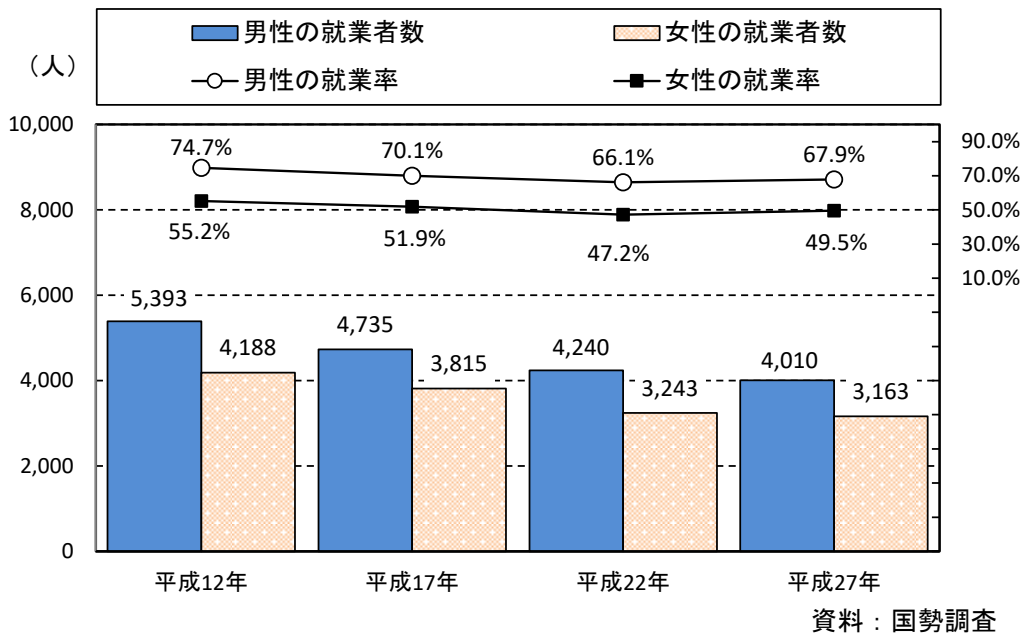
資料：国勢調査

(7) 就業及び産業の状況

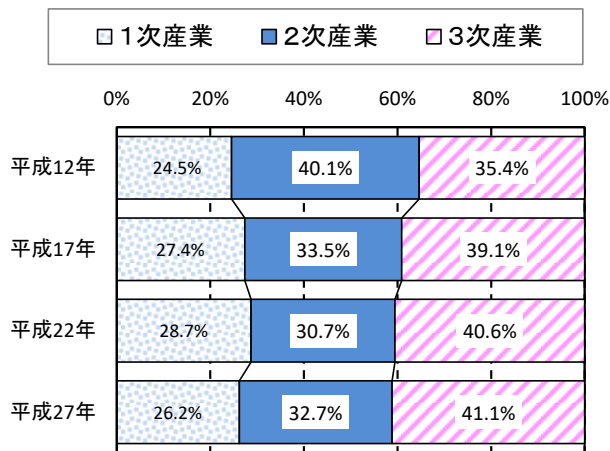
男女別にみた就業状況では、男性、女性共に就業率が減少傾向にありましたが、平成27年では増加に転じ、男性は67.9%、女性は49.5%となっています。

就業者の産業分類は、男女ともに流通やサービスといった第3次産業の増加が見られ、特に女性の就業者については平成27年には53.9%と5割以上が第3次産業となっています。

■男女別就業状況

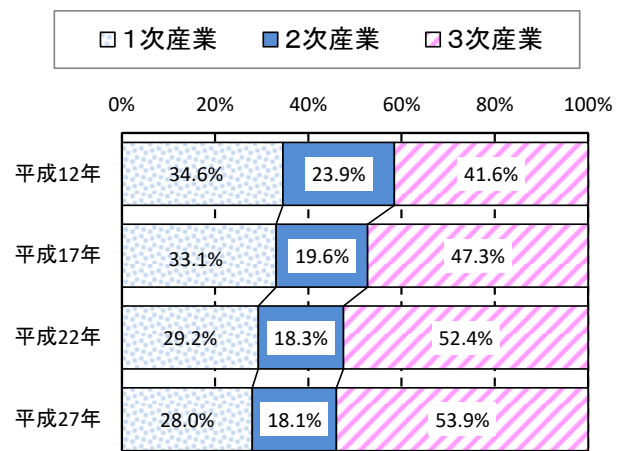


■男女別産業分類（男性）



資料：国勢調査

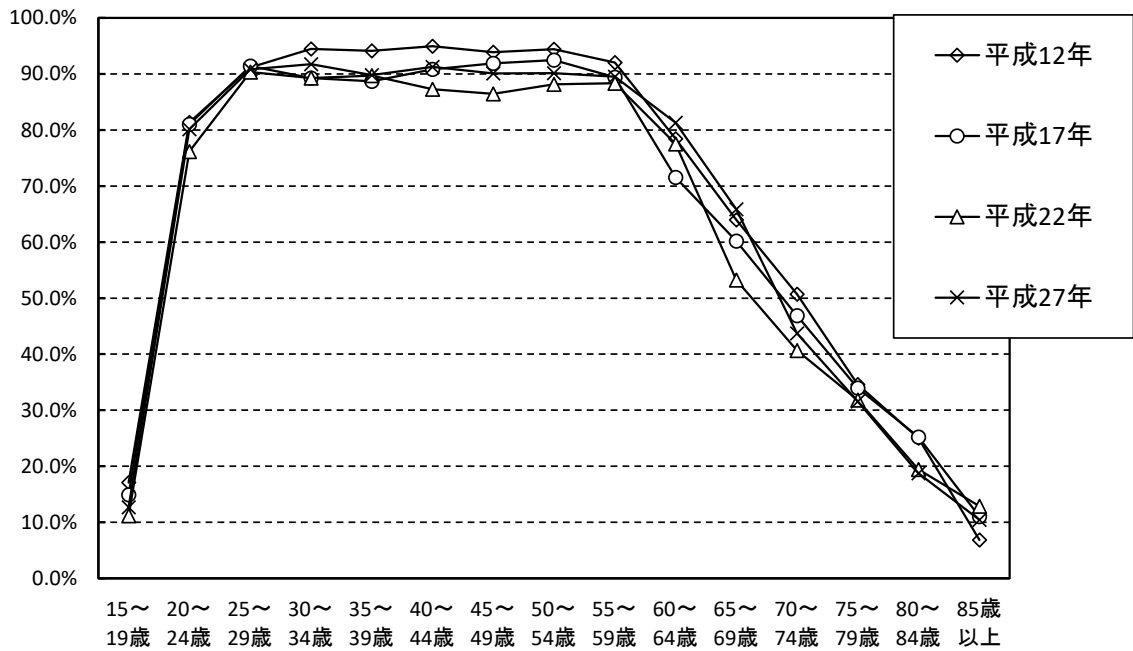
■男女別産業分類（女性）



資料：国勢調査

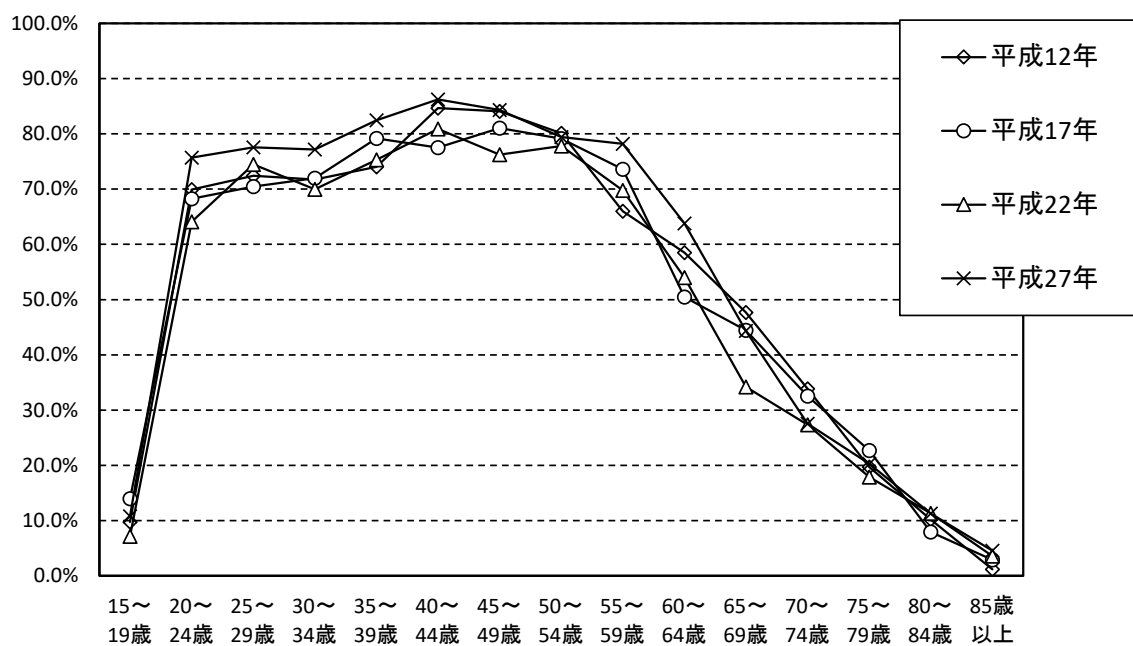
男女年齢別就業率は、女性の就業率が平成12年から平成22年まで25～29歳から30～34歳の間で就業率が落ち込む傾向が見られました。これは出産等によって就業率が落ち込む女性特有のものと考えられますが、平成27年では、25～29歳から30～34歳の就業率は上昇し、男性の年齢別就業率の示す曲線に近づいています。

■男女年齢別就業率（男性）



資料：国勢調査

■男女年齢別就業率（女性）



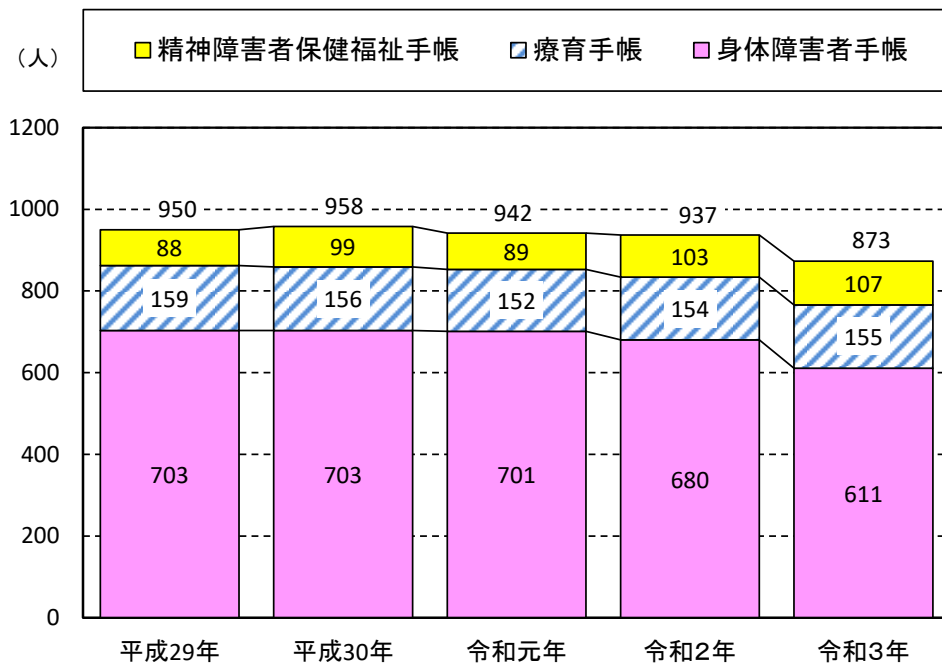
資料：国勢調査

(8) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数をみると、平成30年以降減少傾向で推移しており、平成30年の958人から、令和3年では873人となり、85人減少しています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに増加傾向で推移しています。

■障がい者手帳所持者数の推移

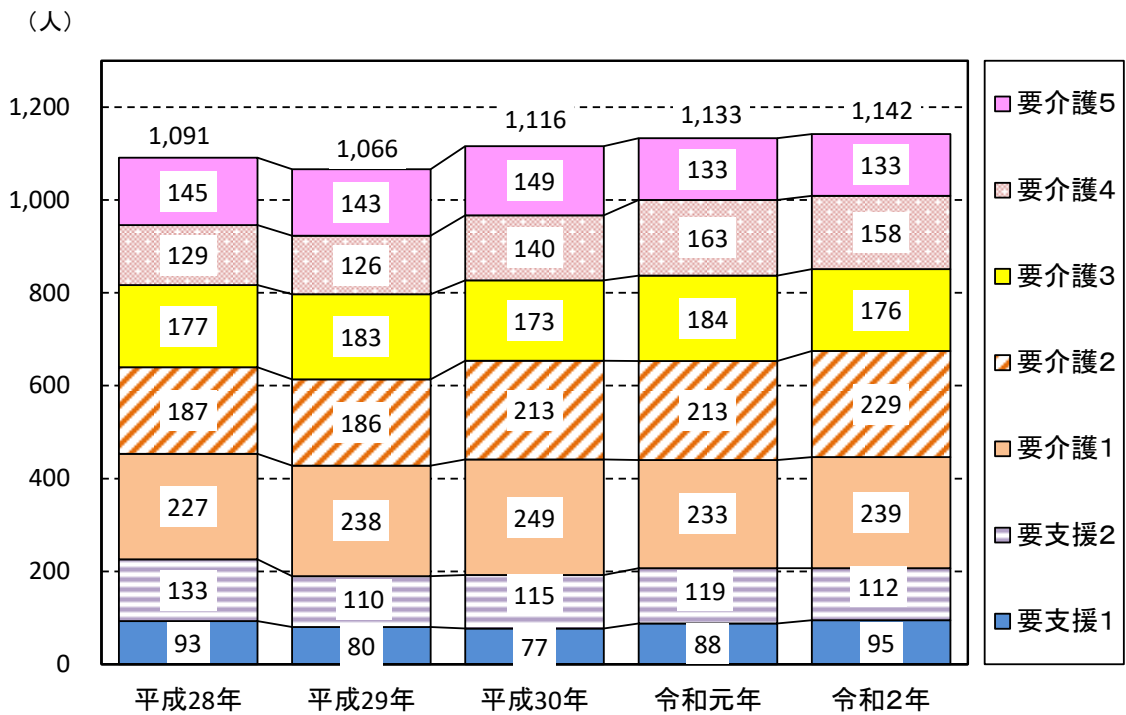


資料：健康福祉課 各年3月31日現在

(9) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は平成29年以降、年々増加傾向で推移し、令和2年度3月末現在の認定者数は、1,142人となっています。

■要介護認定者数の推移

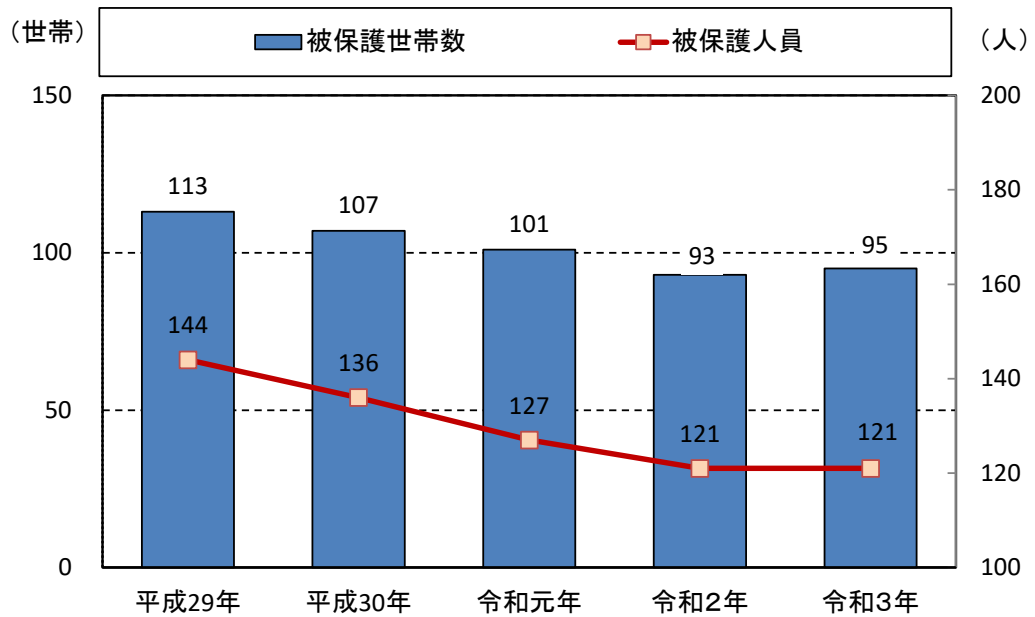


資料：盛岡北部行政事務組合（各年度末現在）

(10) 生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員共に平成 29 年以降、減少傾向で推移していましたが、令和 3 年 10 月末現在では、令和 2 年から 2 世帯増加し、95 世帯、121 人となっています。

■生活保護の状況



資料：町勢統計書 平成 29 年～令和 2 年は 3 月 31 日現在
令和 3 年は 10 月 31 日現在

2 地域を支える各種団体の状況

(1) 自治振興会

自治振興会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

令和3年3月末現在、自治振興会の数は、82 となっています。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、共に協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支え合い、学び合いながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

また、岩手町社会福祉協議会に登録しているボランティア団体は、令和3年3月末現在、14 団体あり、様々な分野で活動を行っています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態の調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

令和3年3月末現在、民生委員・児童委員が 54 人、主任児童委員が3人の合計 57 人が活動しています。

3 アンケート調査結果

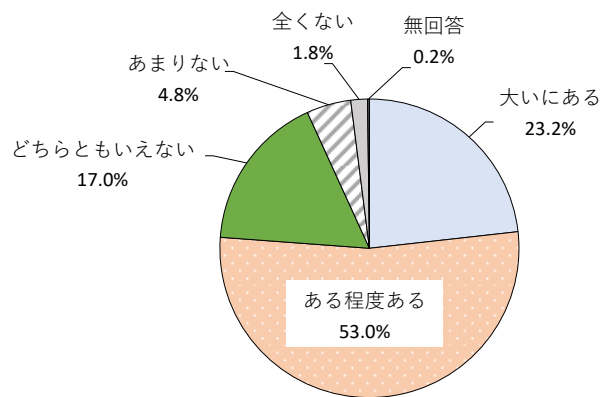
本計画の策定にあたり、町民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。（調査概要はP7参照）

（1）調査結果（一部抜粋）

※以下に記載のグラフは小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合があります。また複数回答を求めている回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

①地域への愛着

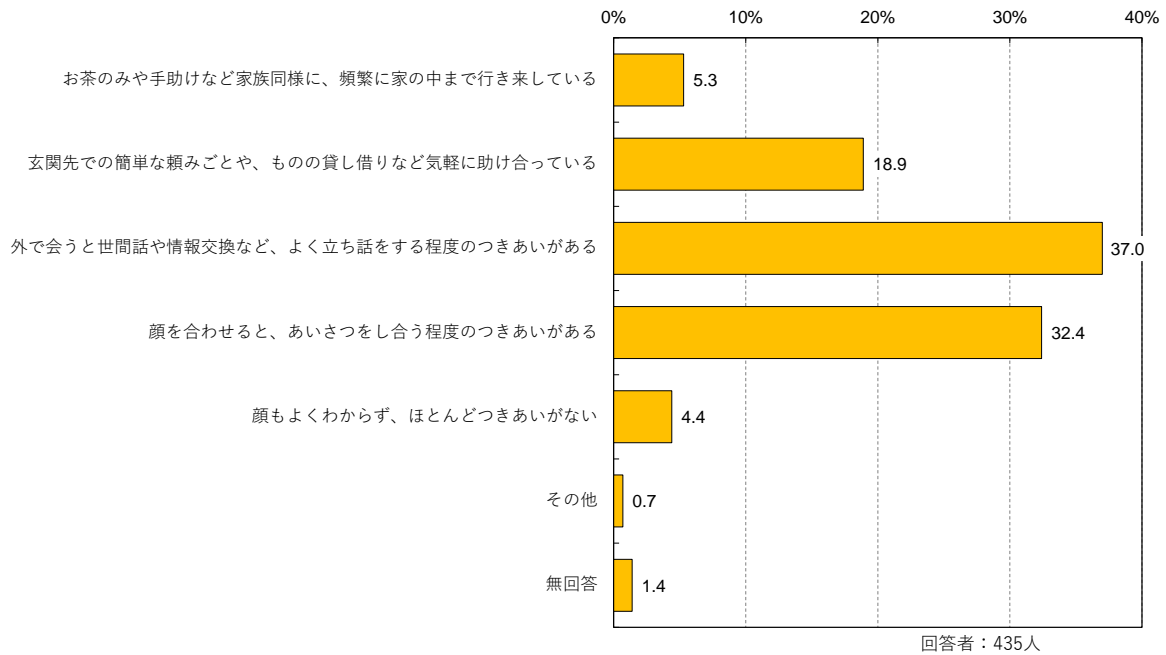
住んでいる地域への愛着があるかでは、「ある程度ある」が53.0%で最も多く、以下、「大いにある」が23.2%、「どちらともいえない」が17.0%、「あまりない」が4.8%、「全くない」が1.8%などと続いています。



回答者：435人

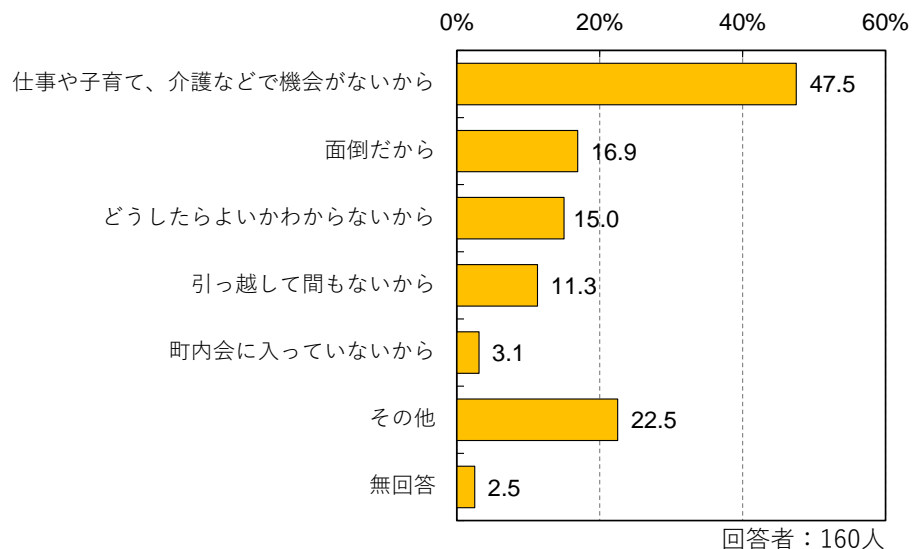
②近所の人との交流やつきあい

近所の人との交流や付き合いは、「外で会うと世間話や情報交換など、よく立ち話をする程度のつきあいがある」が37.0%で最も多く、以下、「顔を合わせると、あいさつをし合う程度のつきあいがある」が32.4%、「玄関先での簡単な頼みごとや、ものの貸し借りなど気軽に助け合っている」が18.9%、「お茶のみや手助けなど家族同様に、頻繁に家の中まで行き来している」が5.3%、「顔もよくわからず、ほとんどつきあいが無い」が4.4%などと続いています。



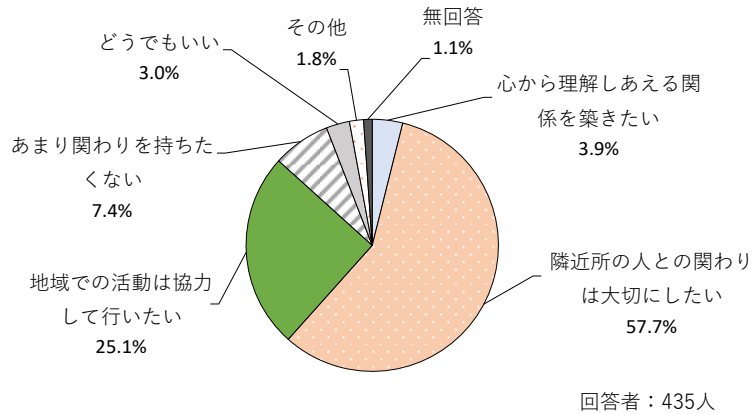
③近所づきあいが無い理由

近所づきあいが無い理由をたずねると、「仕事や子育て、介護などで機会がないから」が47.5%で最も多く、以下、「面倒だから」が16.9%、「どうしたらよいかわからないから」が15.0%などと続いています。



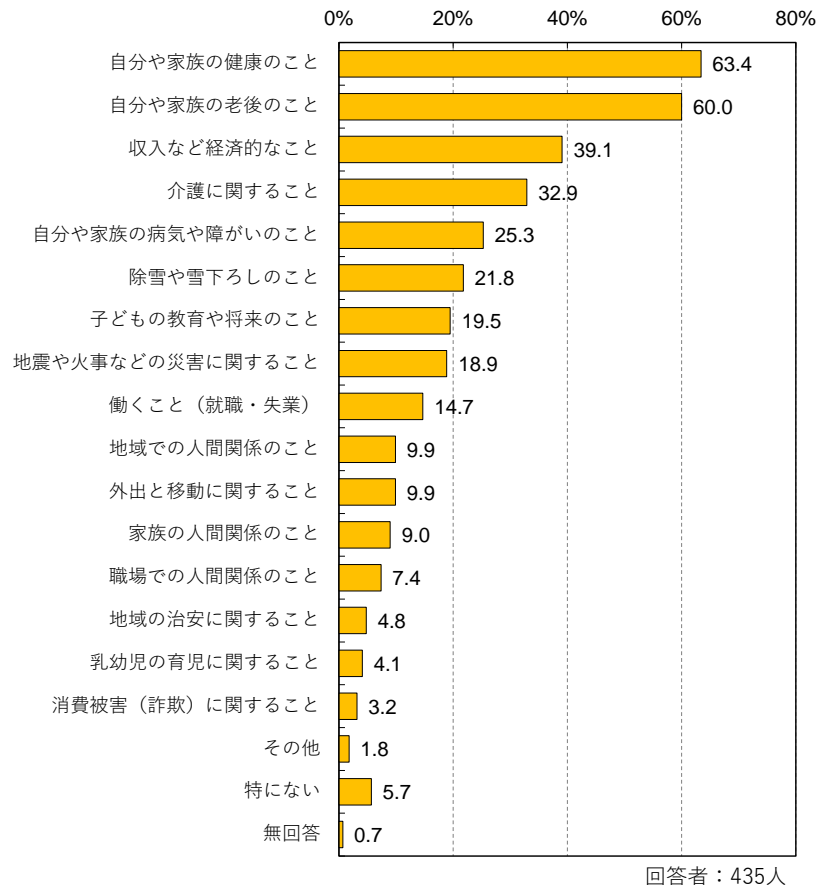
④近所の人との関わりについて

近所の人との関わりをどうしたいかでは、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が57.7%で最も多く、以下、「地域での活動は協力して行いたい」が25.1%、「あまり関わりを持ちたくない」が7.4%、「心から理解しあえる関係を築きたい」が3.9%、「どうでもいい」が3.0%などと続いています。



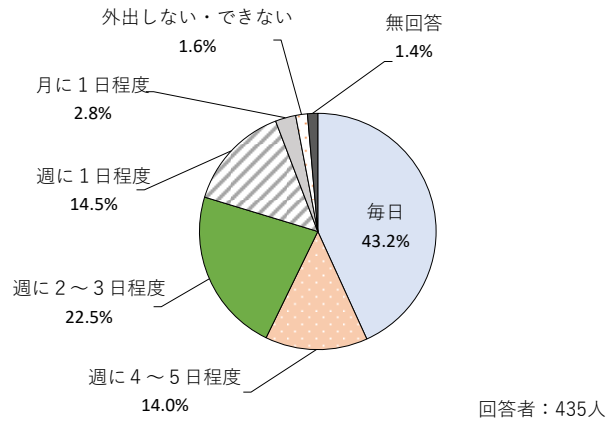
⑤日常生活で不安に思っていること

日常生活で不安に思っていることは、「自分や家族の健康のこと」が63.4%で最も多く、以下、「自分や家族の老後のこと」が60.0%、「収入など経済的なこと」が39.1%、「介護に関すること」が32.9%、「自分や家族の病気や障がいのこと」が25.3%などと続いています。



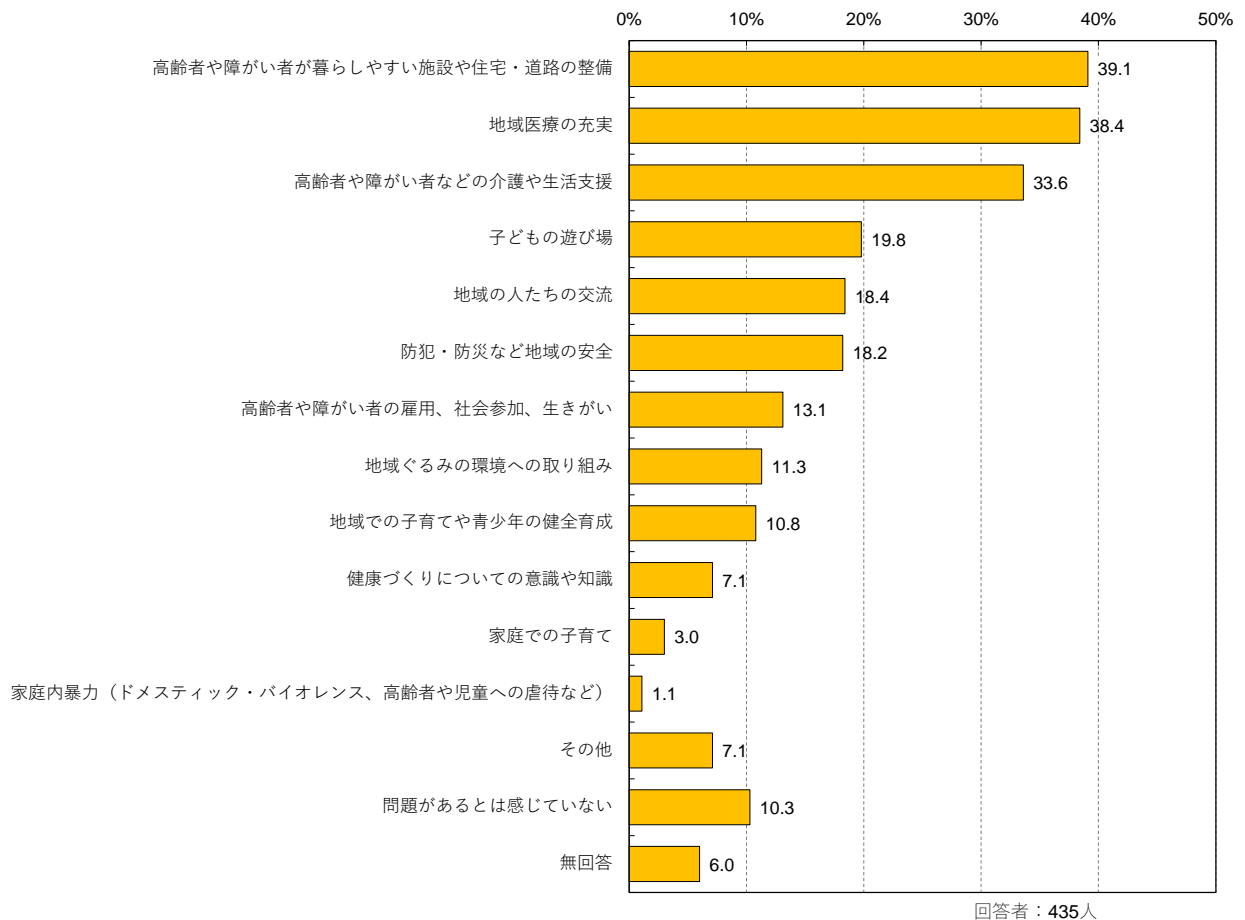
⑥外出の頻度

普段の外出頻度については、「毎日」が43.2%で最も多く、以下、「週に2～3日程度」が22.5%、「週に1日程度」が14.5%、「週に4～5日程度」が14.0%、「月に1日程度」が2.8%などと続いています。



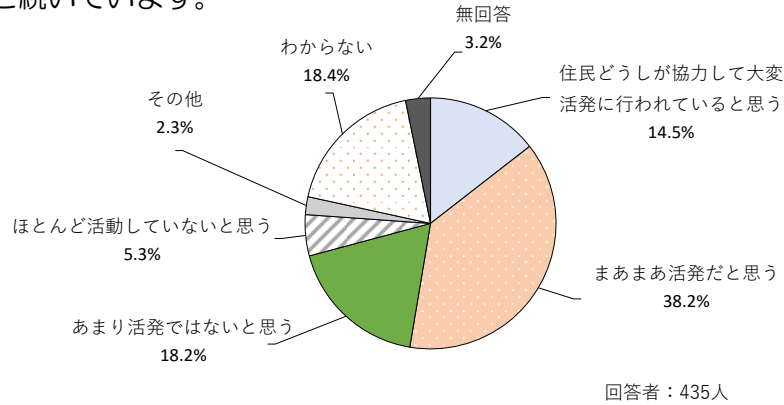
⑦地域の問題・課題

地域の中で問題・課題と思うものは、「高齢者や障がい者が暮らしやすい施設や住宅・道路の整備」が39.1%で最も多く、以下、「地域医療の充実」が38.4%、「高齢者や障がい者などの介護や生活支援」が33.6%、「子どもの遊び場」が19.8%、「地域の人たちの交流」が18.4%などと続いています。



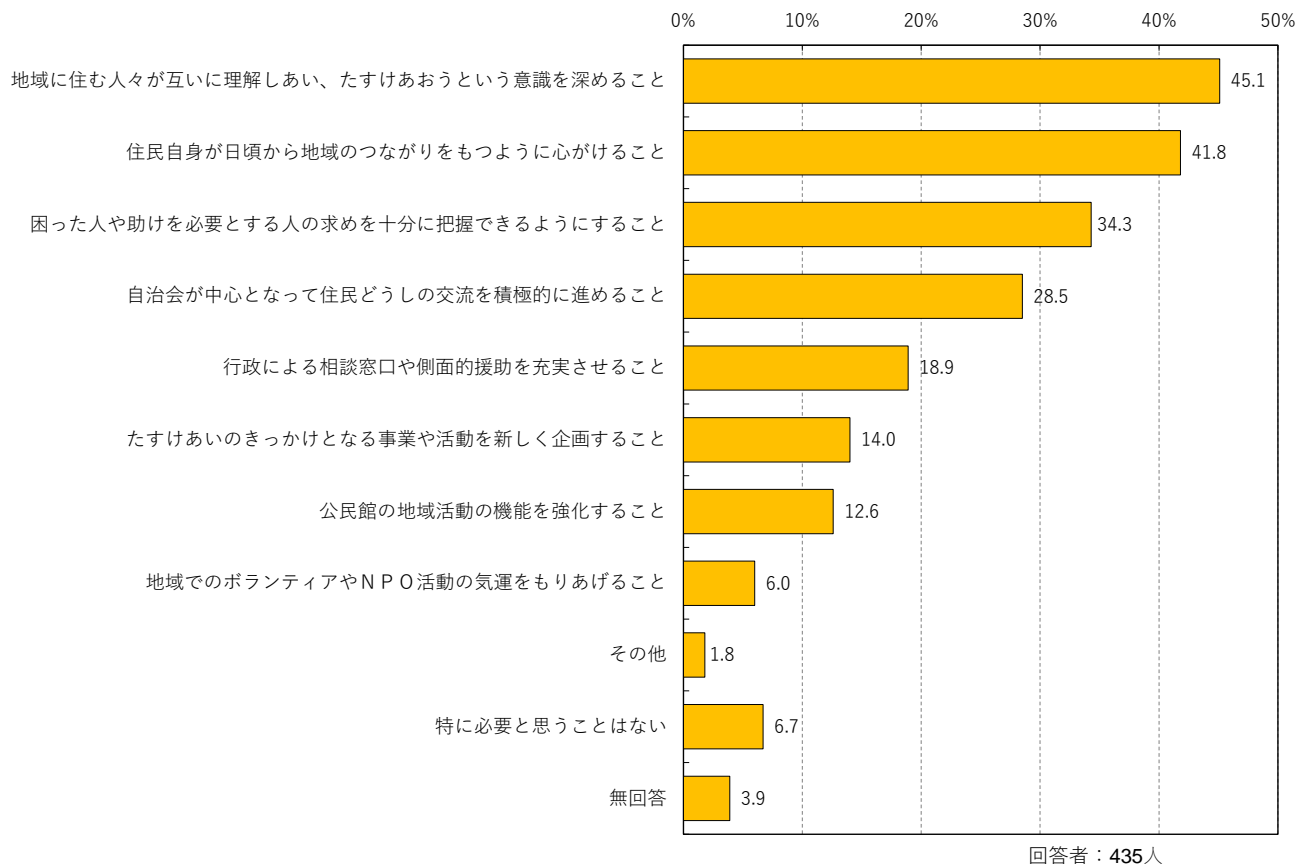
⑧地域の様々な住民活動（清掃活動や祭り、子供会、PTA など）について

地域の様々な住民活動については、「まあまあ活発だと思う」が38.2%で最も多く、以下、「わからない」が18.4%、「あまり活発ではないと思う」が18.2%、「住民どうしが協力して大変活発に行われていると思う」が14.5%、「ほとんど活動していないと思う」が5.3%などと続いています。



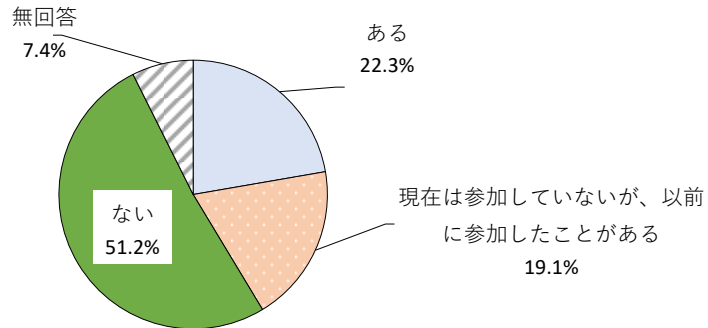
⑨たすけあいの輪を広げるために必要なこと

たすけあいの輪を広げていくために、あなたが特に必要だと思うことは、「地域に住む人々が互いに理解しあい、たすけあおうという意識を深めること」が45.1%で最も多く、以下、「住民自身が日頃から地域のつながりをもつように心がけること」が41.8%、「困った人や助けを必要とする人の求めを十分に把握できるようにすること」が34.3%と続いています。



⑩ ボランティア活動や地域活動に参加しているか

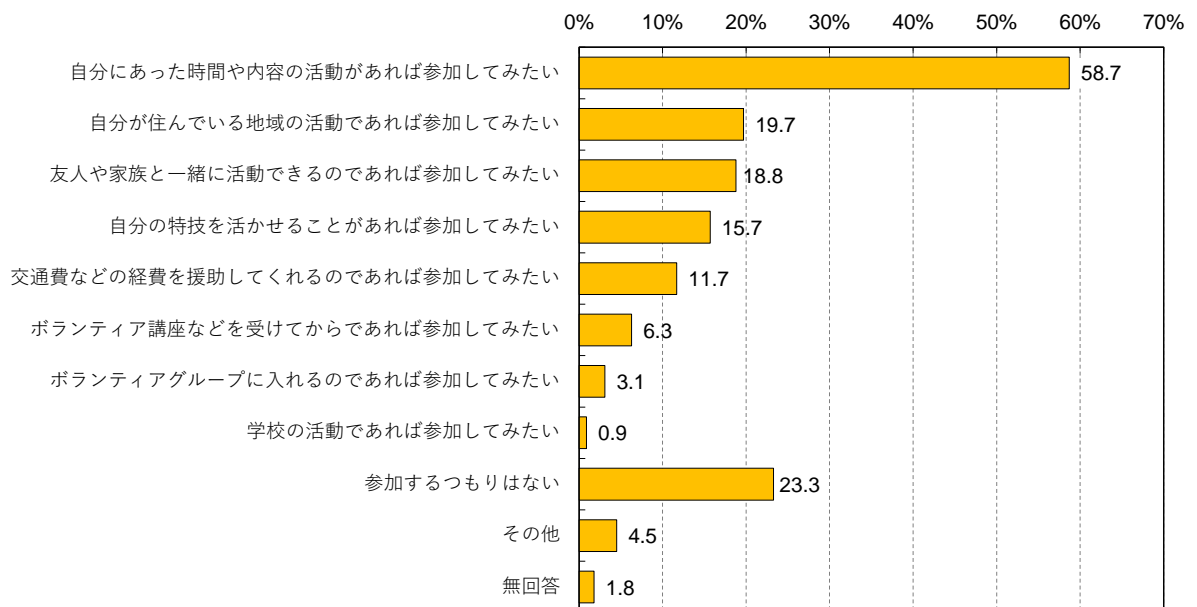
ボランティア活動や地域活動への参加経験は、「ない」が 51.2%で最も多く、以下、「ある」が 22.3%、「現在は参加していないが、以前に参加したことがある」が 19.1%と続いています。



回答者：435人

⑪ 参加する条件

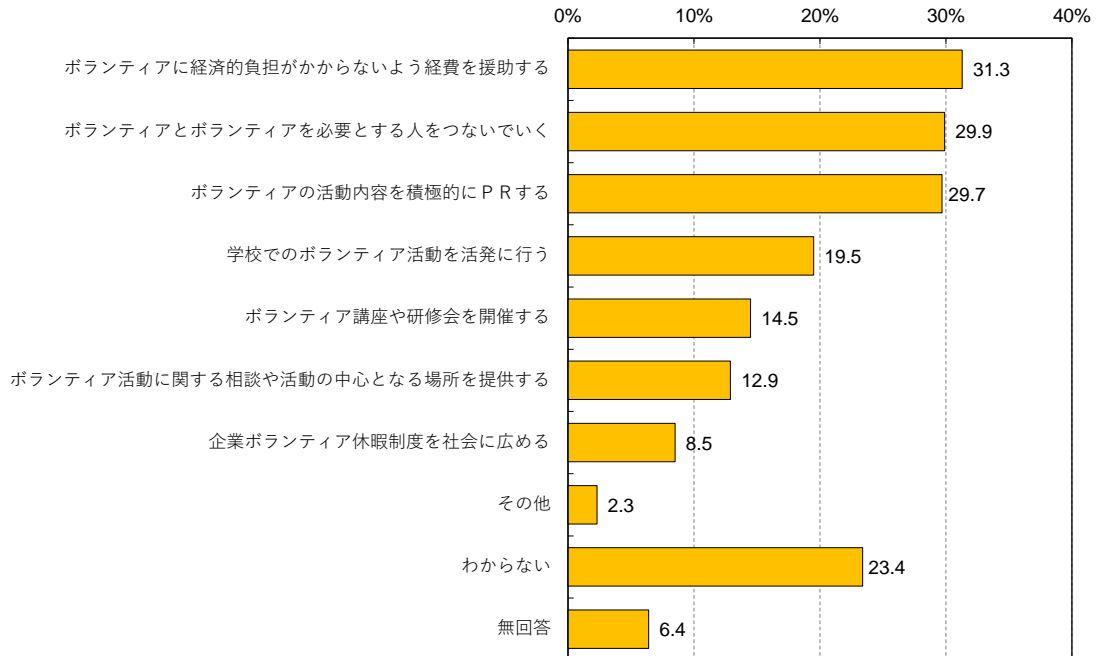
どのような条件が整えば参加してみたいと思うかは、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が 58.7%で最も多く、以下、「自分が住んでいる地域の活動であれば参加してみたい」が 19.7%、「友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加してみたい」が 18.8%、「自分の特技を活かせることがあれば参加してみたい」が 15.7%などと続いています。また、「参加するつもりはない」は 23.3%と比較的多い回答となっています。



回答者：223人

⑫ ボランティア活動を広げるために必要なこと

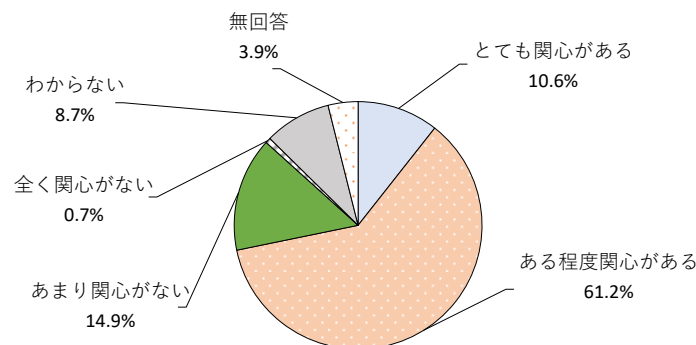
ボランティア活動を広げるために必要なことは、「ボランティアに経済的負担がかからないよう経費を援助する」が31.3%で最も多く、以下、「ボランティアとボランティアを必要とする人をつないでいく」が29.9%、「ボランティアの活動内容を積極的にPRする」が29.7%などと続いています。



回答者：435人

⑬ 福祉に関心があるか

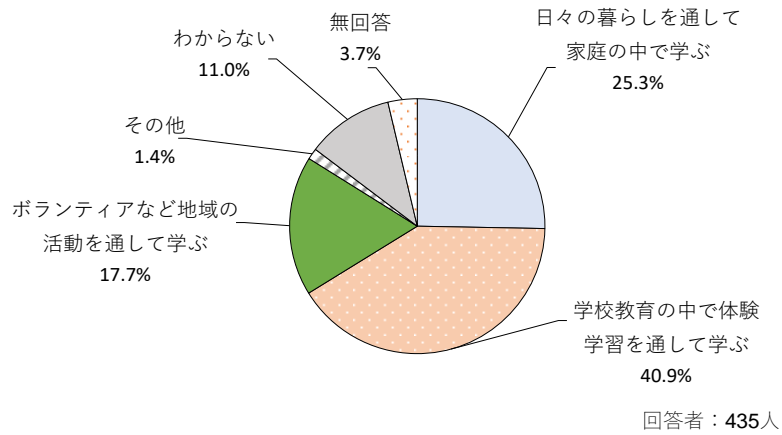
福祉に関心があるかでは、「ある程度関心がある」が61.2%で最も多く、以下、「あまり関心がない」が14.9%、「とても関心がある」が10.6%、「わからない」が8.7%、「全く関心がない」が0.7%と続いています。



回答者：435人

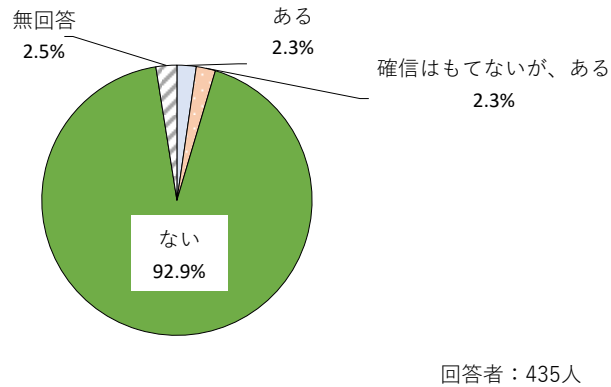
⑭子どもへの福祉教育について

子どもたちに思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育をどのように行うのが最もよいかでは、「学校教育の中で体験学習を通して学ぶ」が40.9%で最も多く、以下、「日々の暮らしを通して家庭の中で学ぶ」が25.3%、「ボランティアなど地域の活動を通して学ぶ」が17.7%と続いています。



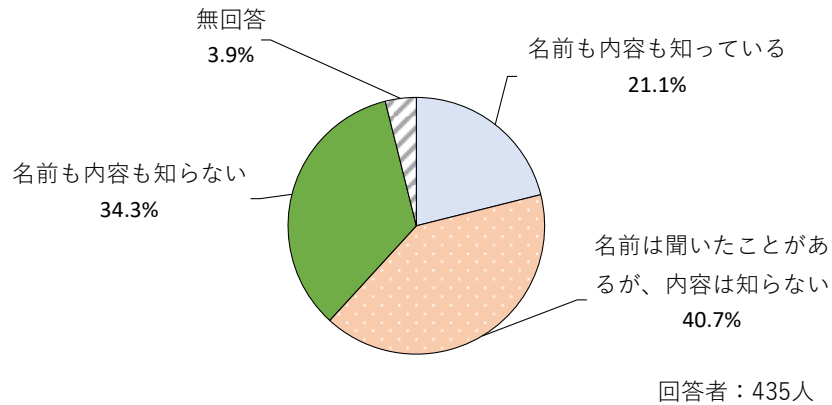
⑮虐待を見聞きしたことがあるか

近所で虐待について見聞きしたことがあるかは、「ない」が92.9%で最も多く、以下、「ある」が2.3%、「確信はもてないが、ある」が2.3%、「無回答」が2.5%となっています。



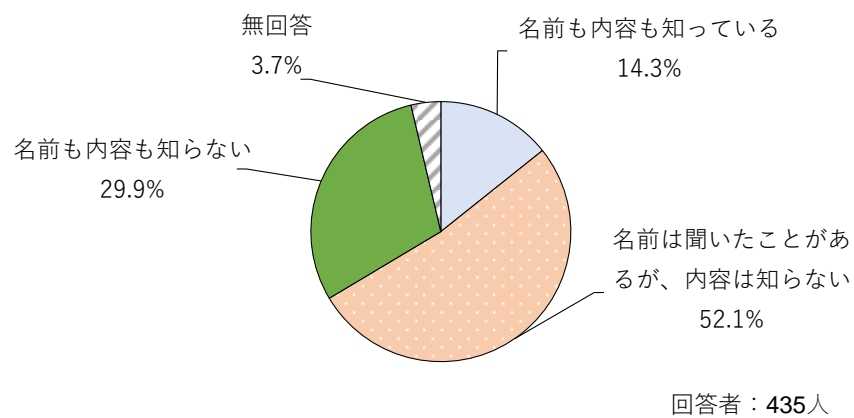
⑩成年後見制度

成年後見制度については、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が40.7%で最も多く、以下、「名前も内容も知らない」が34.3%、「名前も内容も知っている」が21.1%となっています。



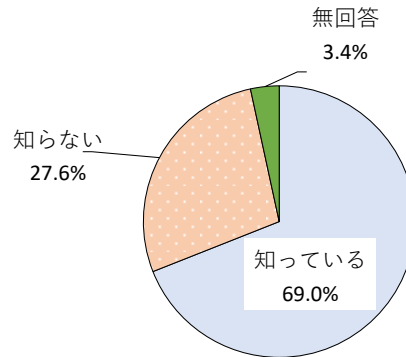
⑪生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度については、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が52.1%で最も多く、以下、「名前も内容も知らない」が29.9%、「名前も内容も知っている」が14.3%となっています。



⑱避難場所について

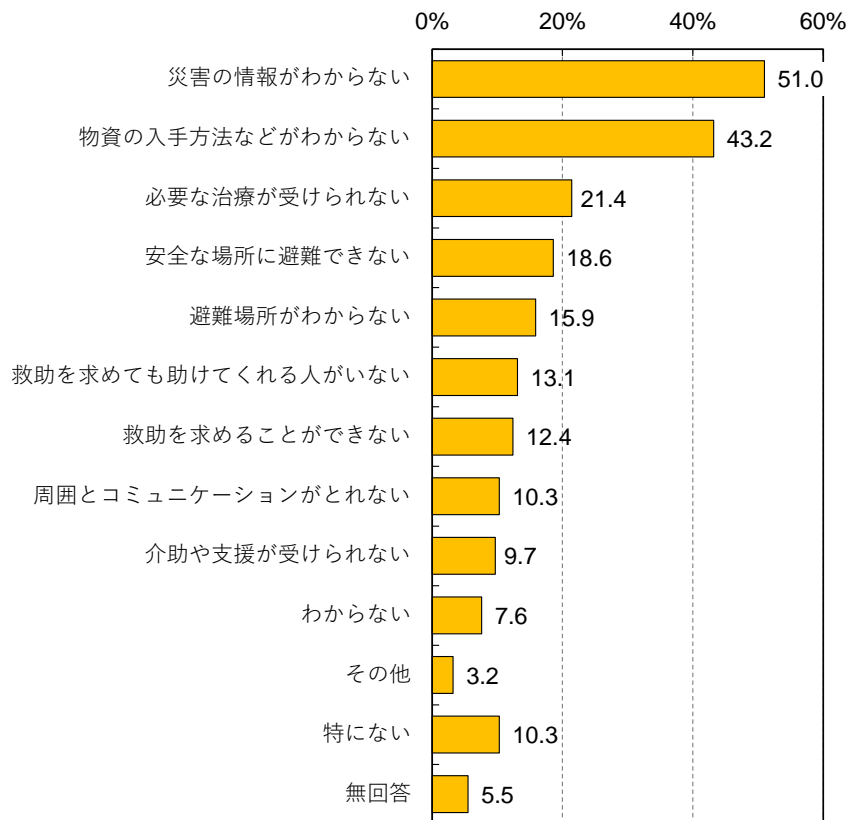
災害時の避難場所については、「知っている」が69.0%、「知らない」が27.6%となっています。



回答者：435人

⑲災害発生時に困ることについて

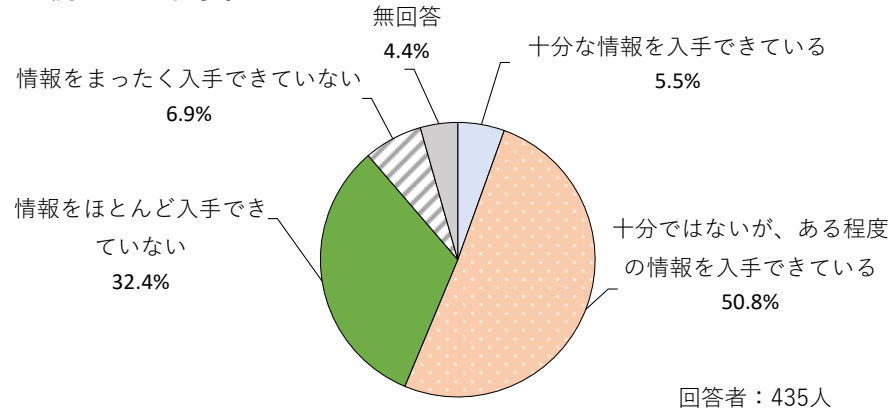
災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」が51.0%で最も多く、以下、「物資の入手方法などがわからない」が43.2%、「必要な治療が受けられない」が21.4%と続いています。



回答者：435人

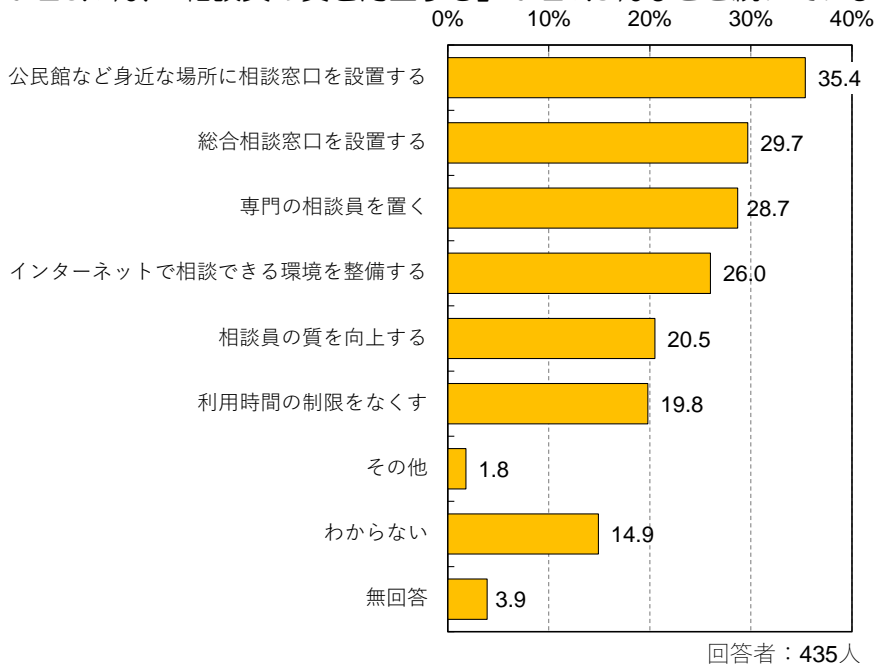
⑳福祉に関する情報について

福祉に関する情報を十分に得られているかは、「十分ではないが、ある程度 of 情報を入手できている」が 50.8%で最も多く、以下、「情報をほとんど入手できていない」が 32.4%、「情報をまったく入手できていない」が 6.9%、「十分な情報を入手できている」が 5.5%などと続いています。



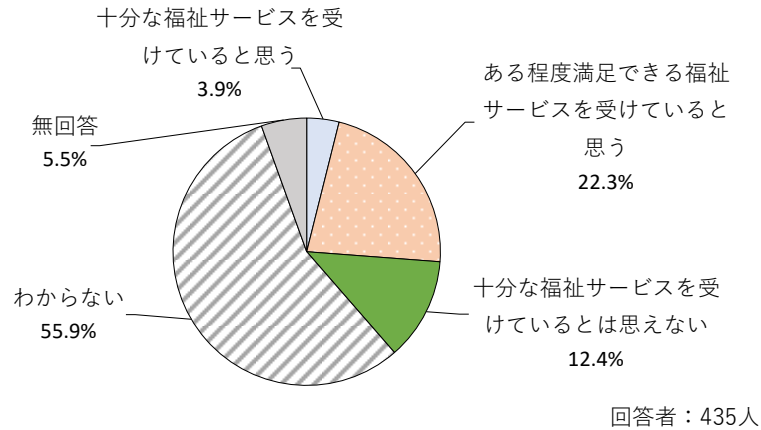
㉑相談窓口を利用しやすくするために必要なこと

行政が実施している相談窓口を利用しやすくするために必要なことは、「公民館など身近な場所に相談窓口を設置する」が 35.4%で最も多く、以下、「総合相談窓口を設置する」が 29.7%、「専門の相談員を置く」が 28.7%、「インターネットで相談できる環境を整備する」が 26.0%、「相談員の質を向上する」が 20.5%などと続いています。



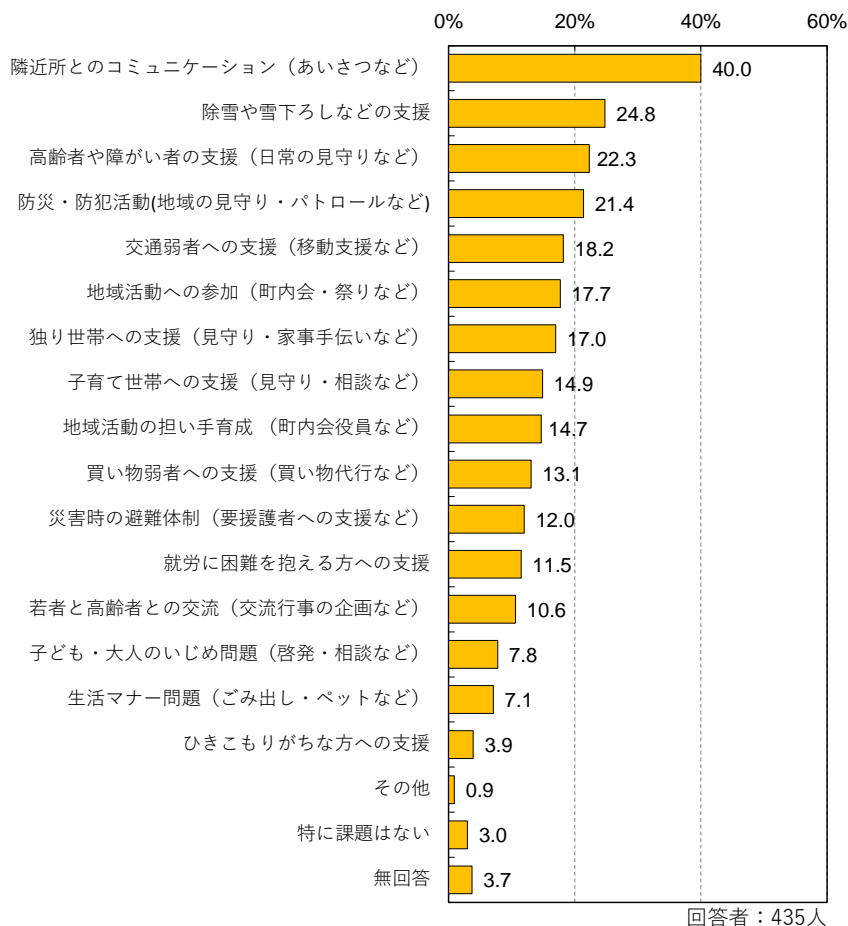
⑫ 支援が必要な人が十分なサービスを受けているか

支援を必要としている人が、十分な福祉サービスを受けられているかは、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が22.3%で最も多く、以下、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」が12.4%、「十分な福祉サービスを受けていると思う」が3.9%と続いています。



⑬ 取り組むべき課題

取り組むべき課題については、「隣近所とのコミュニケーション（あいさつなど）」が40.0%で最も多く、以下、「除雪や雪下ろしなどの支援」が24.8%、「高齢者や障がい者の支援（日常の見守りなど）」が22.3%、「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」が21.4%、「交通弱者への支援（移動支援など）」が18.2%などと続いています。



4 アンケート結果等からみる地域の課題

アンケート調査等から見える地域福祉の現状と課題をまとめました

課題1 必要な支援を必要なときに受けられる体制づくり

現在、高齢者世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、町民の生活上の課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

アンケート調査では、「福祉について知りたい情報」として、38.4%の方が「福祉サービスに関する情報」をあげています。

分野別に多様な相談業務を展開していますが、複雑なニーズを持つ住民には、相談窓口の情報が伝わりにくい状態であることも考えられます。

各種福祉サービスの内容や利用手続き、利用申込窓口について、多様な手段を用いた誰もが分かりやすく、更に効果的な情報提供と誰もが利用しやすいサービス提供体制の充実、適切なサービスにつなげることができるよう、窓口相談機能の強化が求められます。

また、高齢者や子どもなどへの虐待の早期発見・予防のため、関係機関などとの連携強化や相談・通報体制の強化が重要です。虐待の早期発見のためには、隣近所でのあいさつ運動により、何気ない交流の繰り返しなどによる地域との連携も大切な要素ですので、地域福祉の目的でもある地域での助け合い、支えあいの福祉意識の醸成を図っていくことも重要です。

「成年後見制度」と「生活困窮者自立支援制度」の制度内容についての認知度は低い傾向にあります。認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方や生活困窮者が安心して暮らしていけるよう、今後需要が増大していくことが想定される両制度の更なる周知と利用促進が必要です。

課題2 身近な支え合い、つながりづくり

地域福祉の充実、推進のためには、住民同士の支え合いやつながりが重要です。

高齢化や単身世帯の増加など社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化等を踏まえ、身近なつながりを再構築し、新たな日常の中でのコミュニティ活動を推進していくことが重要です。

また、アンケート調査では、「福祉に関心があるか」について、7割以上が「関心がある」と回答しています。今後も福祉教育の充実や啓発活動などにより、住民の福祉意識の向上に努め、地域での日常的な交流の促進や参加意識の高揚、地域活動の充実を図っていくことが求められます。

地域福祉の推進には、ボランティア活動や地域活動の充実、活動の担い手となる人材の確保、育成も欠かせません。

ボランティア活動や地域活動への参加経験について、51.2%が「ない」と回答していますが、「ない」と回答した人の6割近くが、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」と回答しており、活動日時の工夫や活動内容についての情報提供を促進し、これまで以上に参加者のすそ野を広げ、活動の活性化、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。地域活動に関する情報提供や活動のための理解促進を積極的に支援することで、参加しやすい体制づくりを構築していくことが求められます。

課題3 安全・安心に暮らせる地域づくり

アンケート調査では、住んでいる地域の中で問題・課題と思うものとして、「高齢者や障がい者が暮らしやすい施設や住宅・道路の整備」、「地域医療の充実」、「子どもの遊び場」など暮らしの安全や安心につながる事に問題・課題を感じている人が多くなっています。

保健・医療・福祉の充実や、住宅や交通の利便性の確保とともに、地域の支え合いによる安全・安心のまちづくりが求められています。

また、日常生活で不安に思っていることでは、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が多くを占めていることから、心身の健康増進や介護予防に関する情報や事業内容の周知を図っていくことも重要です。

また、災害発生時の避難場所については、27.6%の人が避難場所を「知らない」と回答していることから、近年頻発する自然災害等の緊急時の支援体制を充実するとともに、避難場所を把握しておくことの重要性をより認識してもらうことが必要です。

また、災害時の情報伝達手段の多様化や物資・備蓄の充実、避難所設備の充実等を推進していくことと共に、高齢化の進行等に伴い、避難行動要支援者の増加が想定されるため、引き続き、避難行動要支援者の把握や、地域全体で支援していくための体制づくりが求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、住民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、町民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

そのために、本計画においては、人と人とのあいさつやふれあい、交流を大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

本計画においては、これまでの地域福祉分野における取り組みや地域共生社会の考え方を踏まえ、町民が地域住民としてつながりを持ち、思いやりを持って、共に支え合い、助け合うことによって、岩手町における「地域福祉」の充実を目指します。

共に支え合い、助け合うまち

～思いやり、生きがいを持って、いきいきと暮らせるまちを目指して～

引き続き、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、行政だけでなく地域住民、民間事業者、ボランティア、NPO等が役割分担を行いながら、地域における相互扶助の充実を図ります。

また、乳幼児から高齢者まで、全ての人がともに生きる社会形成を行うことで、住民一人ひとりがお互いに助け合う活動を通じて、心身ともに安心して、生きがいを持って暮らせる、やさしいまちを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の3つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標1 必要な支援を受けられる体制づくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、福祉・保健・医療分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、成年後見制度の普及啓発により、制度の利用につなげ、生活困窮者の自立支援に向けては、早期の把握・支援のために、関係機関との連携を図ります。

基本目標2 支え合い、生きがいを持って暮らせるまち

地域福祉の推進には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりが重要です。

住民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

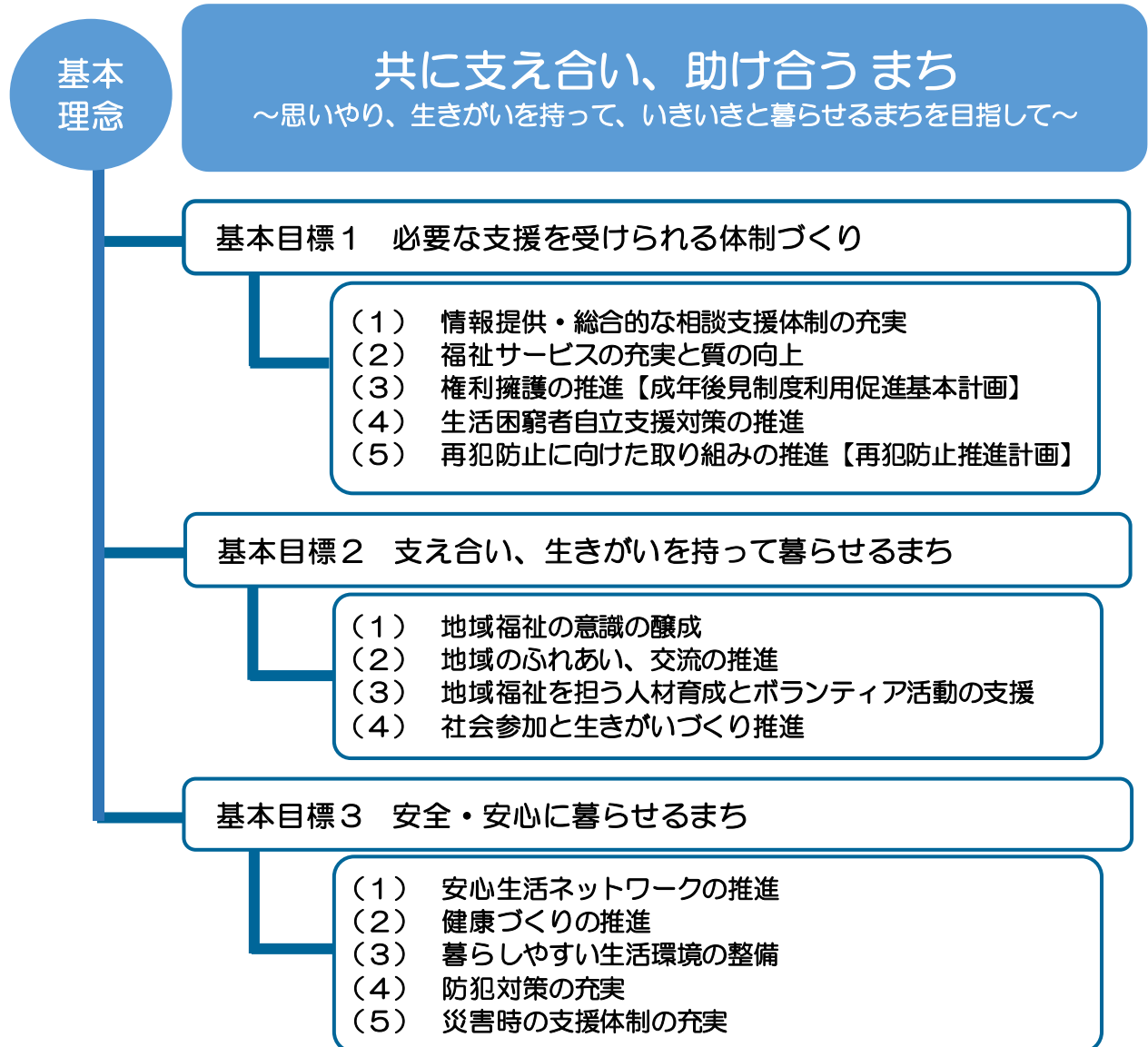
地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、地域の支え合う力をより一層高めるため、住民や関係団体、行政が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりを促進します。

3 計画の体系

計画の体系は以下のとおりとなります。

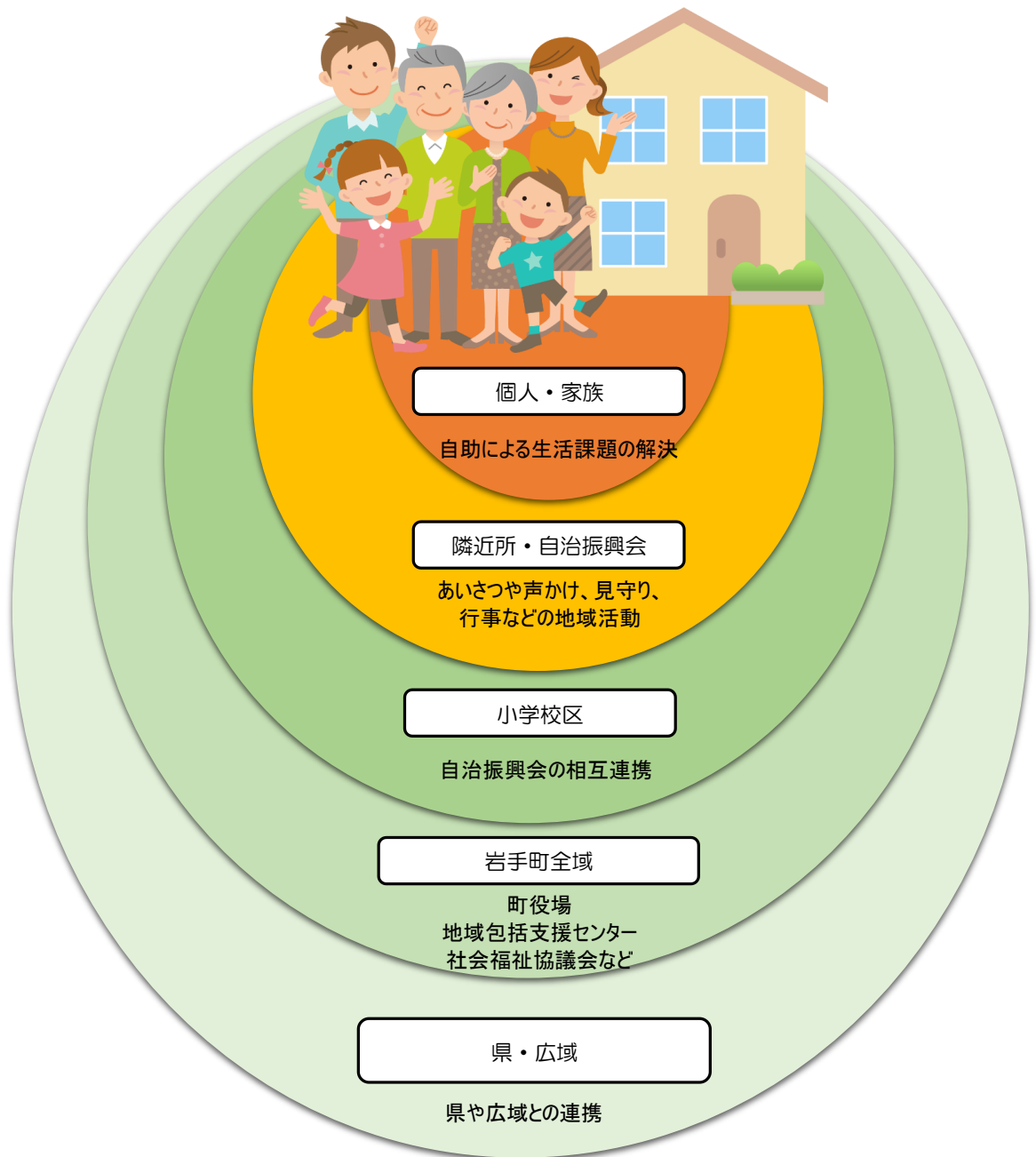


4 地域福祉圏域の考え方

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族」、「隣近所・自治振興会」、「小学校区」、「岩手町全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取り組みや各圏域の連携による取り組みによって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

■福祉圏域のイメージ



第4章

地域福祉の推進に向けた取り組み

本章は基本目標ごとに施策の柱を設定し、今後の方策と町民、地域に期待される取り組みについて記載しています。

基本目標1 必要な支援を受けられる体制づくり

施策の柱	掲載頁
(1) 情報提供・総合的な相談支援体制の充実	40
(2) 福祉サービスの充実と質の向上	42
(3) 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】	44
(4) 生活困窮者自立支援対策の推進	46
(5) 再犯防止に向けた取り組みの推進【再犯防止推進計画】	48

基本目標2 支え合い、生きがいを持って暮らせるまち

施策の柱	掲載頁
(1) 地域福祉の意識の醸成	50
(2) 地域のふれあい、交流の推進	52
(3) 地域福祉を担う人材育成とボランティア活動の支援	54
(4) 社会参加と生きがいづくりの推進	56

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

施策の柱	掲載頁
(1) 安心生活ネットワークの推進	58
(2) 健康づくりの推進	66
(3) 暮らしやすい生活環境の整備	68
(4) 防犯対策の充実	70
(5) 災害時の支援体制の充実	72

1 必要な支援を受けられる体制づくり

(1) 情報提供・総合的な相談支援体制の充実

現状と課題

現在、町では、行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人など、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている方たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために、多様なサービスで対応することができますが、従来のような対象者種別毎、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいという側面があります。特に複数の生活課題を抱えている方にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

アンケート調査によると、相談窓口を利用しやすくするためには、どのようなことが必要かでは、「公民館など身近な場所に相談窓口を設置する」、「総合相談窓口を設置する」、「専門の相談員を置く」などの回答が多くなっています。

福祉サービスに関する情報提供体制の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える方やその家族がいつでも気軽に相談することができるよう、身近な場所への相談窓口の設置、専門的かつ横断的な相談体制の構築を進め、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、サービスを必要とする全ての方が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。

また、ひきこもり、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等、各制度の狭間にあって、何らかの福祉サービスを必要としながらも、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人に対しては、早期発見と適切な支援に向けて、多様な主体が連携して取り組む必要があります。

今後の方策

●情報提供体制の充実

町の広報誌や町ホームページによる情報提供を中心に、地域における回覧等も活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、サービスを必要とする人やその周囲の人が必要な情報を容易に入手できるよう、様々な媒体を活用し、サービスに関する情報提供を行います。

●相談体制の充実

専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、総合的な支援を進めるため、相談員の資質向上に努めるとともに、個人情報取り扱いに留意しつつ、関係部門相互の連携を密にするなど、相談支援体制の充実を図ります。また、身近なところでいろいろな人が相談にのってくれるような地域の仕組みづくりを推進します。

また、相談にあたる職員の資質の向上に努めます。

●包括的な支援体制の構築

「住民の身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることのできる環境づくりと、多様化・専門化する相談内容に対応するため、関係各課と協議し、ワンストップで相談に対応できる体制を整備し、包括的な支援体制の構築につなげます。



町民・地域に期待される取り組み

- パンフレットやホームページなどに目を通し、福祉サービスなどに関する情報の把握と制度理解に努めます。
- 地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。
- 生活する上で心配なことがあれば、身近な相談窓口へ相談します。
- 地域で気になる人がいたら、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、必要に応じて専門窓口につなぎます。

(2) 福祉サービスの充実と質の向上

現状と課題

今後も少子高齢化が進展し、人口減少が進むことが予測されており、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など、増加する高齢者ニーズへの対応が必要となっています。

町では、介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種支援サービス、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、町独自の福祉サービスなど、きめ細やかなサービスの充実に努めてきました。

しかし、福祉に関するニーズは複雑・多様化しており、今後さらに高齢者や認知症の方が増えていくことや、障がい者の地域移行を進める観点から、よりきめ細やかなサービスの充実が求められています。

福祉サービスは、それぞれのニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要となります。

また、サービスの利用方法が分からない、サービス内容が不十分など、必ずしも利用者のニーズにあったサービスが適切に利用されるとは限りません。適切なサービスを選ぶための情報提供や利用者が不利益をこうむらないように、福祉サービスの質を向上させることや、苦情への対応など誰もが安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくりが必要です。

さらに、様々な生活課題には、公的な福祉サービスだけではカバーできない「制度の狭間」にある課題もあります。個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、関係機関等と情報共有することによって、今後の取り組みに活かしていく必要があります。

施策の方向性

●情報提供体制の充実

高齢者や障がい者、子どもや子育て家庭など、様々な生活課題を抱えた人が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、当該計画に基づき、それぞれのニーズに対応したサービス基盤の整備とともに、様々なサービスについての情報提供体制の充実に努めます。

●サービス提供の拡充

高齢者、障がい者、子育て支援などへの公的なサービスの充実に加え、ボランティア団体をはじめ、社会福祉事業者などが提供するサービスと連携して、これらのサービスが活用される仕組みづくりに努めます。

●相談・苦情対応体制の充実

利用者が安心してサービスを選択・利用できるようにするため、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、サービス利用に関する相談・苦情の受付・対応体制の充実に努めます。

●地域で暮らし続けるための支援体制の充実

住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図るとともに、保健・医療・介護・住まい・生活支援などが包括的に確保される体制の充実に努めます。



町民・地域に期待される取り組み

- サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけます。
- 身近に支援を必要とする人がいる場合は、相談に乗り、サービスの利用を勧めます。
- 福祉サービスの利用等についてわからないことは、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談します。
- 地域福祉推進のため、日常のあいさつ等による交流を継続し、必要に応じて見守りや助け合いなどに積極的に参加します。

(3) 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

現状と課題

認知症の方や障がいのある方の中には、判断能力が十分でないために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける場合があります。

今後、認知症の方の増加により、さらに財産管理や日常生活における援助に関する支援や相談の増加が予想されます。また、人間関係や介護疲れ、生活環境等の様々な要因により、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力）や虐待につながってしまう事例もあります。

あらゆる方が住み慣れた地域でその方らしく日常生活を送ることができるよう、それぞれの身上に寄り添った権利擁護の取り組みが必要となっており、判断能力に不安がある方も、基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら、自分らしい生活を地域で送れるような取り組みを進めます。

アンケート調査では、「成年後見制度」について、「名前も内容も知っている」の回答は21.1%となっており、制度内容についての認知度は低い状況です。

成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、制度の利用促進に努めます。

また、福祉等のサービスを利用する中で問題が生じた場合、その方が事業者に対して弱い立場に立つことがなく、対等の立場で意思が尊重されるよう、制度の周知に努めます。

DV、児童虐待や高齢者虐待などは、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。被害者が子どもや高齢者、障がい者等の場合、自ら通報すること自体が困難な場合もあることから、発見者の通報義務の周知や、いち早く発見、通報できるように関係機関や地域との連携を強化するとともに、通報があった場合は、安全確保のため、迅速に対応することが必要です。また、虐待は、加害者である介護者・養育者やその世帯が抱えている課題が潜んでいることから、その課題の把握と解決に向けた支援も重要です。

施策の方向性

●権利擁護事業の普及・促進

核家族化が進み、認知症の方や身寄りがない方、協力してくれる親族がない方等の相談など、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について普及・促進を行います。

●関係機関との連携促進

中核機関や成年後見制度の利用に関連する事業者、家庭裁判所、行政等と連携・協力し、権利擁護支援のネットワークを構築できるよう、協議会の広域設置を検討します。

●虐待の相談、通報義務の周知

DVや高齢者、障がい者、子どもへの虐待の相談・通報に関する周知・啓発を行い、関係機関と連携し適切な対応に努めるとともに、虐待を行った方が抱える課題の把握・支援を行います。



町民・地域に期待される取り組み

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護の仕組み・制度について理解を深めます。
- 地域での見守りに努め、制度の利用や支援が必要な方がいる場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ情報を提供します。
- DVや虐待を未然に防ぐために、地域での気づきや見守りに努め、また、DVや虐待に気づいたら、すぐに関係機関へ連絡します。

【 成年後見制度利用促進計画の位置づけ 】

本項目における取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する「市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

【 成年後見制度利用促進計画策定の背景 】

本町は高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えます。

そのため、認知症や障がいのある方が判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。

(4) 生活困窮者自立支援対策の推進

現状と課題

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や生活保護を受給する人が、稼働年齢世代（16歳～64歳）にある方を含めて増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、障がいが疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある方たちを対象としています。

アンケート調査によると、「生活困窮者自立支援制度」について、「名前も内容も知っている」の回答は、14.3%と認知度は低い状況です。

生活困窮者を早期に把握・支援するために、町民の制度に対する理解促進、関係機関との連携を図りながら、支援を実施していく必要があります。

生活困窮者の抱える問題がより深刻化・複雑化する前に、迅速な把握を図り、適切な対応につなげていくことが必要です。

施策の方向性

●生活困窮者自立支援制度の普及・促進

広報紙やホームページなどで、生活困窮者自立支援制度について、広く周知を図ります。

●就労支援の充実

働く意欲のある若者や失業者、高齢者、障がい者などに対し、就労相談等を通じて本人の希望や適性・能力に応じた就労を支援するために、職業安定所をはじめ関係機関と連携を取りながら、就労支援のネットワークづくりを進めます。また、国や県などの雇用対策事業を有効活用し、安定した雇用の機会創出及び臨時雇用対策を進めます。さらに、高齢者に対しては、いきいき就労センター事業の活用を図り、就労の拡大に努めます。

●経済的支援の周知

低所得者の個々の状況を把握し、生活保護制度、就学助成制度、児童扶養手当制度、生活福祉資金貸付制度など、各種経済的助成事業の周知を図るとともに、相談事業の質的向上に努め、経済的助成事業の適正な利用を促進します。

●関係機関との連携促進

関係機関の連携体制のもと、高齢者、障がい者、ひとり親など様々な課題を抱えた方への適切な支援を行い、就労につなげます。

●再犯防止のための福祉支援の推進

犯罪をした方の中には、高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な方、住居や就労先を確保できないまま生活困窮に陥り、再び犯罪を犯すケースが多くあります、犯罪をした方の社会復帰に向けて、高齢、障がい、あるいは生活困窮についての相談先を周知し、必要な福祉サービスを利用できるよう、保健医療・福祉サービス機関につなげられる体制を整備します。



町民・地域に期待される取り組み

- 生活で心配に思うことがあったら、生活困窮に至る前に、各種相談窓口にご相談します。
- 生活困窮者を発見したら、速やかに民生委員・児童委員や行政へつなげます。
- 住民同士の普段の付き合いの中で、生活困窮者を支援します。

(5) 再犯防止に向けた取り組みの推進【再犯防止推進計画】

現状と課題

犯罪をした方の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な方、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する方など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う方が存在します。

全国的な少子高齢化の進展により、検挙人数に対する、高齢者の割合が増加しており、法務省が発表した「2020年版犯罪白書」によると、全体の22.0%、犯罪者のおよそ5人に1人が高齢者となっています。

犯罪をした方が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができ、再び犯罪をすることを失くすことで、住民が犯罪による被害にあうことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、犯罪をした方の地域生活への定着に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- 立ち直ろうとする方を支えるとともに、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会の実現を目指し、社会を明るくする運動などを通じて、犯罪をした方の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動等の広報・啓発活動を推進し、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 保護観察所や警察等の関係機関、保護司、民生委員・児童委員などと連携し、再犯の防止を推進していきます。
- 学校と地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための普及啓発活動に取り組みます。
- 更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援します。また、将来にわたり保護司活動を持続可能なものとするため、保護観察所や保護司会と連携し、人材の発掘に取り組みます。
- 犯罪をした方のうち、保健・医療・福祉の支援を必要とする方に対しては、円滑な社会復帰や再犯防止に向けて、相談窓口や制度の情報提供を行い、福祉サービスなどの支援につなげられる体制を整備します。
- 更生を期する者を積極的に雇用する協力雇用主の登録促進に協力し、建設工事入札参加資格審査や総合評価落札方式における協力雇用主等に対する優遇措置などを検討してまいります。
- 生活困窮者自立支援制度の事業などを活用して、犯罪をした方の就労や住居の確保を図り、支援関係者・団体との連携の充実を図ります。



町民・地域に期待される取り組み

- 声かけやあいさつを行い、住民同士の普段の付き合いの中で、心配に思うことがあったら、行政や関係機関等につなげます。
- 子どもの非行防止と健全育成に努めます。

【 再犯防止推進計画の位置づけ 】

本項目における取組を、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として、位置づけます。

【 再犯防止推進計画の背景 】

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国では、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

犯罪をした方の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な方や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人などが多く、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時には無職という状況です。

仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて高く、不安定な就労状況や生活の困窮が再犯リスクに結びつきやすいので、再犯を防ぐためには、本人の努力はもとより、就労や住居の確保に向けた支援、福祉サービスなどの利用に向けた支援が必要です。

〈 岩手町再犯防止推進計画の策定に係る意見聴取 〉

岩手町再犯防止推進計画の策定にあたり、次の関係機関等に意見を頂戴しました。

● 意見聴取先

- ・ 岩手町更生保護協力会
- ・ 岩手地区更生保護女性の会
- ・ 岩手警察署
- ・ 岩手地区保護司会
- ・ 岩手地区BBS会
- ・ 盛岡保護観察所

2 支え合い、生きがいを持って暮らせるまち

(1) 地域福祉の意識の醸成

現状と課題

近年、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や、少子高齢化による地域の担い手の不足、ライフスタイルの多様化に伴う住民同士のつながりの希薄化など、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う機能の低下が懸念されています。

アンケート調査によると、助け合いの輪を広げるために必要なことでは、「地域に住む人々が互いに理解しあい、助け合おうという意識を深めること」、「住民自身が日頃から地域のつながりをもつように心がけること」との回答が多くなっています。

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉の考え方を理解し、福祉は身近な存在であることを認識し、地域で支え合いながらお互いに助け合う必要性を認識することが必要です。

また、子どもたちに福祉への理解と参加の心を育てる教育を、どのように行うのが最もよいかでは、「学校教育の中で体験学習を通して学ぶ」、「日々の暮らしを通して家庭の中で学ぶ」の2つが非常に多い回答となっています。

子どもの頃から福祉のこころをもてるよう、家庭を含めて、地域、学校、行政が連携し、子どもたちが福祉について学ぶ機会の提供に努める必要があります。

地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直し、幼少期からの福祉教育を推進するとともに、行政、社会福祉協議会、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、世代を越えた支え合い、助け合いといった住民の福祉意識の醸成に努める必要があります。

施策の方向性

●福祉に対する意識の啓発

町の広報誌や町ホームページ、及び各種啓発冊子などを活用して地域福祉に関する啓発・広報活動の充実を図るとともに、町や関係機関による講習会やセミナー、福祉に関するイベントの開催など、あらゆる機会を活用して、より多くの住民が福祉に接する機会づくりに努めます。

●福祉教育の推進

子どもたちが福祉について考え、学ぶ機会を提供できるよう学校や家庭など、すべての生活の場面において、優しさや思いやりの心を育てるよう、福祉教育の推進に努めます。

また、障がい者や高齢者とふれあえる交流機会の創出に努め、障がい者や高齢者に対する理解促進を図り、幼少時からのノーマライゼーションの考え方の浸透を図っていきます。



町民・地域に期待される取り組み

- 性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
- 高齢者や障がい者に対する理解と思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。
- 福祉に関する講座やイベントなどに積極的に参加します。

(2) 地域のふれあい、交流の推進

現状と課題

地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれあいの中でお互いの関係性を育むことが大切です。世代を越えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

また、地域における住民のふれあいや交流活動は、強制されるものではないことから、地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要です。

アンケート調査によると、近所の人との付き合いについては、「外で会うと世間話や情報交換など、よく立ち話をする程度のつきあいがある」、「顔を合わせると、あいさつをし合う程度のつきあいがある」が多くなっています。

また、地域の誰もが安心して生活するために取り組むべき課題として、「隣近所とのコミュニケーション（あいさつなど）」が多くなっています。

地域福祉を推進する上で、地域住民のふれあいや交流による地域コミュニティの形成は必要不可欠なものです。

住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや、世代を越えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

施策の方向性

●地域での交流活動の推進

身近な地域で行われる交流活動や事業、福祉施設で行われる地域住民との交流を推進し、ふだんから声かけや地域行事への参加を促すなど、交流の場や機会の充実に努めます。

●世代間交流の推進

保育所(園)や幼稚園、小中学校における各種の行事などを通して、地域の人や高齢者、障がい者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。

●身近に集える場の提供

既存施設を利活用し、多世代が利用、交流できる場づくりを推進します。

●情報提供の体制の整備

住民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。



町民・地域に期待される取り組み

●「おはよう」、「おかえり」など、あいさつを積極的に行います。

●地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めます。

●隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しむ場を持つように心がけます。

(3) 地域福祉を担う人材育成とボランティア活動の支援

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に地域活動に関わるとともに、地域においてリーダーとなる人材の確保と育成が必要です。

しかしながら、若い世代の地域活動へ参加する機会の減少や、地域福祉活動の担い手の不足・固定化、スタッフの高齢化などの問題があります。

地域活動やボランティア活動の参加者は、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担いきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができ、これからの地域福祉を支える大きな力となります。

また、参加者にとっては社会貢献を通じた自己実現、いきがづくりともなります。

アンケート調査によると、地域活動（ボランティア・町民活動等）の参加頻度は、「参加していない」人が半数以上となっています。

また、今後の地域活動への参加条件については、「自分に合った時間や内容の活動があれば参加したい」が58.7%いることから、関係機関と連携を取りながら、地域活動やボランティア活動の内容や募集に関する情報発信の強化や、活動時間や活動内容などの参加条件の工夫により、住民の地域活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手を育成していく必要があります。

また、地域に住む高齢者などが豊富な経験や技能を生かしながら地域活動に参加できるよう、地域で活躍する場を設けることが必要です。

施策の方向性

●地域の人材発掘、活用

地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かせるよう、各団体と連携し、ボランティア講座等の開催に取り組むとともに、様々な経験や知識をもった地域の人材を登録、活用できる仕組みづくりに努めます。また、講座等の開講日時などの工夫により、幅広い年齢層の参加を促進し、人材育成に努めます。

高齢者の豊富な知識や経験が、次世代へ引き継がれるよう、地域活動への参加促進を支援します。

●福祉活動等へ参加できる環境づくり

町広報誌やホームページ、社協だよりなどを積極的に活用し、ボランティア活動やNPO活動など社会活動の活動内容や協力者の募集に関する情報提供に努め、誰もが地域の一員として、自主的・主体的に社会活動へ参加できるような環境づくりを推進します。

●ボランティア活動の推進

住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、岩手町社会福祉協議会を通じ、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成するとともに、開催日時などに配慮した様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場の充実を図ります。

●活動支援の充実

岩手町社会福祉協議会と連携し、福祉活動を行う団体が無理なく継続して活動を行えるよう支援するとともに、住民ニーズの調査やボランティア活動への参加意向調査など、地域ニーズに合った活動を展開できるよう支援します。

また、活動場所に関する優遇措置や活動費の助成などによる活動支援に努めます。



町民・地域に期待される取り組み

- 地域のため、地域で気になっている人、困っている人のために、自らできることは何かを考え、できることから活動します。
- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、自分のできる範囲で活動に参加します。
- 地域活動やボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げます。
- 町や社会福祉協議会が実施する各種講座や研修会に積極的に参加します。
- 仕事や趣味、豊富な経験などで培った技術や特技を地域活動に役立てます。

(4) 社会参加と生きがいつくりの推進

現状と課題

世帯構造の変化や地域におけるつながりの希薄化が進む中、社会的な孤立やひきこもりなどの増加が、必要な支援の発見を遅らせる要因として、懸念されています。

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、身体的な健康維持、介護予防などの取り組みと共に、生きがいつくりが大きな課題となります。生きがいつくりは、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化にもつながり、地域に住む高齢者、障がい者などがその知識や経験、能力を生かしながら、地域社会の中で役割を担って生活することができるよう支援していくことが必要です。

アンケート調査によると、普段の外出の頻度について、「週に1日程度」が14.5%、「月に1日程度」が2.8%となっています。

外出支援はもちろん、高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業やボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

また、孤立しがちな方、ひきこもりがちな方も含め、身近な地域で誰もがいきいきと暮らせるよう、身近な地域での活動を通じて社会参加を促進していく必要があります。

施策の方向性

●生涯学習の推進

すべての住民がいきいきとした生活をおくれるよう、多様な学習ニーズを捉え、町民一人ひとりのライフステージに応じた様々な学習や要望にこたえるため、関係機関が相互に連携を図り、生涯学習の総合的な推進と普及を図ります。

●就労機会の拡大

高齢者の自立と社会参加を促進し、健康でいきがいをもった生活を送ることができるよう、いきいき就労センターと連携し、高齢者の多様なニーズに対応した就労の場の拡充を図ります。

●外出支援の充実

社会参加を推進する上で、外出時の移動支援、公共交通網の整備などについて関係機関と連携し、積極的な社会参加を促進します。

●交流の場づくり

高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進するため、つどいの場等の交流の場づくりや、老人クラブなどによる生涯現役活動づくりを支援します。



町民・地域に期待される取り組み

- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、趣味、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探します。
- 積極的に社会参加し、自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。
- 隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取り組みます。

3 安全・安心に暮らせるまち

(1) 安心生活ネットワークの推進

現状と課題

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠です。

本町では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が様々な福祉活動を展開し、また、地域には様々な福祉活動を行う町内会や子ども会、老人クラブなどの団体や組織があり、それぞれが独自の目的を持って活動を行っていますが、これらの団体や組織等が連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動が可能になります。

また、地域福祉活動を推進していくためには、地域に密着した活動に長年取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割も重要です。

地域に住む高齢者・子ども・障がい者など支援が必要な方や世帯の課題を把握し地域の様々な団体や関係機関が地域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくるためにも、様々な分野・職種の連携による、それぞれの強みを活かした支援が必要になります。そうした連携が行えるよう、日頃から「顔の見える関係づくり」や「地域生活課題の情報共有」を行うネットワークづくりを進める必要があります。

施策の方向性

●安心生活ネットワークの推進

地域住民が互いにつながりあい、支え合うために高齢者や障がい者の見守り活動を実施することで、住民一人ひとりが地域社会から孤立することを防止し、日常生活における問題の改善解消を図り、住み慣れた地域で安心できる生活環境を確立するため、安心生活ネットワークを推進します。

●民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動内容の周知

地域福祉を推進するうえで中心的な役割を果たす民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動について、周知を図ります。



町民・地域に期待される取り組み

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動に関心を持ちます。
- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たします。
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加します。

～みんながつながる～
岩手町安心生活ネットワーク

1 目的

安心生活ネットワークは地域住民が互いにつながりあい、支え合うために地域住民が高齢者等の見守り活動を実施することで、住民一人ひとりが地域社会から孤立することを防止し、日常生活における問題の改善解消を図り、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくることを目的とします。

具体的には、次の5つを念頭においた活動を行います。

1. 高齢者等の日常の安否確認
2. 福祉問題の早期発見
3. 緊急時の迅速な対応
4. 高齢者等の孤立化防止
5. 安心感を保った地域生活

2 安心生活ネットワークをつくるための視点

1. 地域の実情に応じた見守りのネットワークを形成する
2. できることから始める、今あるものを活かす
3. 長く続ける

<実施主体>

地域の高齢者等に対する日常の見守りは、地縁団体である自治振興会やその地域に住む人々の集まりを中心に推進を図り、安心生活ネットワークの構築に町(行政)や地域福祉の担い手である町社会福祉協議会が継続的に関与していきます。

＜問題や課題の「気づき」の連絡を行う仕組み＞

高齢者等の日常生活の問題や課題など、困りごとを相談に結びつけ、職務上守秘義務がある地区の民生委員・児童委員や公民館(行政)、地域包括支援センター等を通じ、問題、課題の解決や解消を図ります。

＜福祉の専門機関による支援＞

日頃の見守り支援活動は地域住民を中心に推進しますが、町(行政)や地域福祉の担い手である町社会福祉協議会が見守り活動の支援を行っていきます。社会福祉協議会では町老人クラブ連合会の事務局として見守り活動の支援を行っています。今後、安心生活ネットワークのコーディネート役として関わりを深めていきます。

＜安心生活ネットワーク活動の充実と拡大＞

安心生活ネットワーク活動を進めるに従い、経験が蓄積され深まり、活動を行う人々の知識の充実が図られます。あわせて、取り組み地域の拡大が期待されます。

＜地域の民間事業者とのつながり＞

地域の民間事業者も地域の「住民」であるとの視点から、可能な範囲で支援の要請を行っていきます。

医療機関、介護サービス事業所、福祉施設、電気・ガス・水道事業者、郵便局、新聞販売所、牛乳・乳酸飲料等配達事業者、商店、事業所、タクシー事業者など地域の事業所に緩やかな見守りの協力要請を行い、異常があれば連絡をするといった体制を整えます。

＜地域の特性を活かした取り組み支援＞

安心生活ネットワークはそれぞれの地域で「持続可能な活動」であることが大切です。地域の自主性を尊重し、その取り組みの支援を図ります。

＜情報の共有化と情報管理のルール＞

支援を必要とする高齢者等の情報共有のため各々の安心生活ネットワークにおいて会議を開催します。また、個人情報 の適正管理に努め、民生委員の協力を得ながら情報の更新を図ります。

＜高齢者自身の参画＞

町の高齢化率は40.0%(令和3年3月末現在)となり、およそ5人に2人が65歳以上の高齢者です。この事実を踏まえると、高齢者は、「支えられる」側であり、一方では、「支える」側となるといった視点が必要となります。また、高齢者が、「支えられる」だけでなく自らも「支える」側としての役割を担うことで、今まで培った経験を地域に活かすことになり、地域社会に貢献するよろこびや達成感がこれからのいきがいや活力につながるとも考えられます。

3 関係団体・関係機関の役割等

安心生活ネットワークをつくるための視点に基づいた、関係団体等の役割は次のとおりです。

＜実施主体の役割＞

地域の高齢者等に対する日常の見守り活動の中心的役割を担います。

具体的には・・・

- 安心生活ネットワーク会議を開催します。
- 健康いきいきサロンなどを活用した見守り活動を行います。
- 高齢者等(要援護者)の見守り活動を行います。

＜民生委員の役割＞

活動を通じて高齢者等の生活状態の適切な把握、援助を必要とする人の相談に応じ助言その他の援助を行います。

具体的には・・・

- 支援を必要とする人などに対して適切な助言や支援を行うために、日頃から見守りや声かけ、訪問を行い担当地域内の実情や福祉ニーズを把握します。
- 福祉サービスなどの適切な利用につなげます。

＜町の役割＞

町社会福祉協議会、介護サービス事業所等安心生活ネットワーク活動の協力機関との連携を進め、地域における活動を支援します。

具体的には・・・

- 安心生活ネットワークに寄せられた相談や気づきの連絡についての的確に状況把握を行い、必要に応じて専門的・継続的に関与し、戸別の支援の必要性を判断します。あわせて対処結果などの情報を管理します。
- 公民館や地区集会所等を活用し、より良いつながりをつくりあげる場所としての環境整備の支援を行います。
- すでに行っている緊急情報カプセル事業の情報更新を行い、災害時要援護者について、防災担当課と情報共有を図ります。
- 実施中の高齢者実態把握、高齢者緊急通報サービス、高齢者配食サービス事業の強化を図ります。
- 支援を必要とする高齢者等の情報共有について考え方を整理し、緊急時に即応できる状態で記録します。
- 医療機関、介護サービス事業所、福祉施設、電気・ガス・水道事業者、郵便局、新聞販売所、牛乳・乳酸飲料等配達事業者、商店、事業所、タクシー事業者等とも連携したネットワークの枠組みを示し、見守り協力の依頼を行います。
- すでに活動を開始している地区から、推進者を招き、研修会の開催や広報などで地域住民の意識啓発に継続して取り組みます。
- 地域の様々な生活課題について住民と行政の協働、または分担によって課題解決を図るための仕組みをつくります。
- 防災行政無線を活用した防災情報を中心とした行政情報の提供を図ります。
- 違法な訪問販売等、悪徳商法から町民を守る消費生活相談事業の強化につとめます。
- 各地区の安心生活ネットワーク会議を連携する会議を定期的を開催し、事業の推進に努めます。

＜民間事業者の役割＞

地域の事業者が見守り協力機関となり、日常の業務の中で地域の高齢者等に対する緩やかな見守りを行います。

具体的には・・・

- 高齢者等に対する気づき(「新聞がたまっている」、「顔を見かけない」、など)を民生委員や町福祉担当課などの関係機関へ連絡するなどの見守り活動の協力を行います。
- 関係団体等が相互に連携するための連絡会議に参加します。

＜高齢者(当事者)の役割＞

高齢者は支えられる立場だけではなく、地域住民とともに、自らも支える側としての役割を担います。また、支援が必要なときは、自ら関係機関へ連絡します。

具体的には・・・

- 地域の諸行事に参加したり、地域住民として見守りなどの地域活動を行い、普段から地域でのコミュニケーションを深めます。
- 見守られることに対して理解を深め、助けられ上手になります。

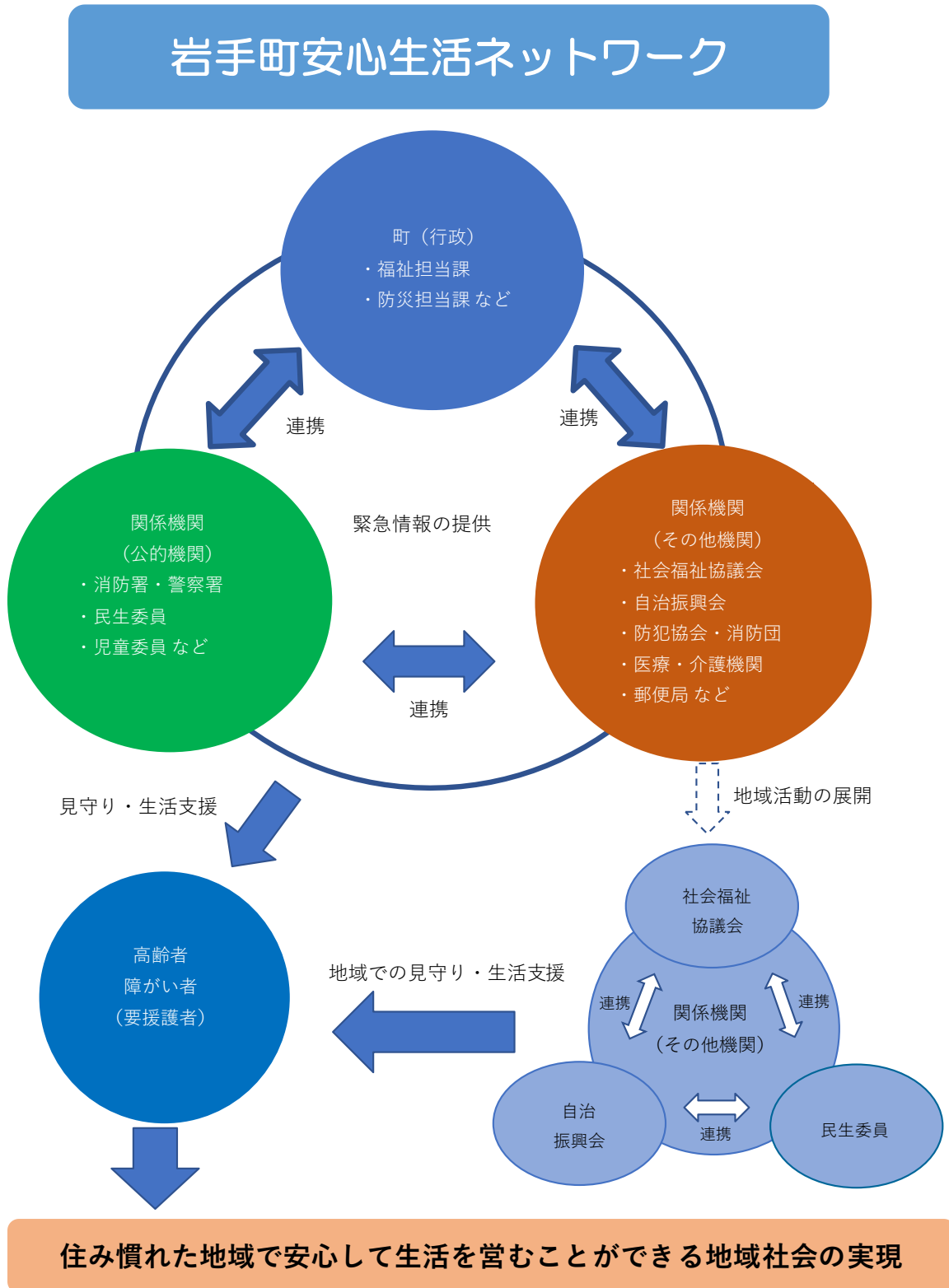
＜高齢者(当事者)以外の地域住民の役割＞

向こう三軒両隣という言葉もあるとおり、ご近所は距離が近いことで結びつき合う関係であり大切なものです。

隣近所や個人個人が声かけやあいさつの範囲を広めることにより、つながりが育ち、地域の関係がよりよいものに発展します。

地域の良好な関係を築いていくことは、安心生活ネットワークの基礎となります。

■岩手町安心生活ネットワークの目指す概念図



(2) 健康づくりの推進

現状と課題

健康は全ての人にとっての願いであり、地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切です。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現在では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが課題となってきました。

また、急速な高齢化とともに、認知症や寝たきり等の要介護状態になる人の増加は深刻な社会問題となっています。

アンケート調査によると、日常生活で不安に思っていることは、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が多く、健康や介護についてのことが上位にあげられています。

地域住民の健康づくり、介護予防のためには、福祉や医療などの支援体制の構築とともに、「自分の健康は、自らづくり、守る」という意識の醸成が重要となります。

また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、「生活の質」に大きく影響するものです。

ストレスの多い現代社会において、こころの健康を保つためには、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手な付き合い方が重要です。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、本町においても、自殺対策計画に基づき、関係機関と連携して自殺対策を強化しています。

自殺の背景には、健康問題や経済不安、人間関係など複数の要因によるうつ状態があると指摘されています。このため、年代や性別を問わず、こころの健康づくりに取り組むことが必要です。

施策の方向性

●健康診査の推進

健康診査や特定健康診査の受診勧奨、特定保健指導や介護予防事業などの周知と参加勧奨を行うとともに、開催日程や方法などを工夫し、参加しやすい条件づくりを推進します。

●健康増進の推進

予防に関する啓発や教育の強化を図るとともに、健康相談や保健指導、訪問事業などの健康増進事業、訪問や通所による介護予防事業などの充実を推進します。

また、こうした事業実施に際して、地域住民の協力を得るなど、地域ぐるみでの取り組みとなるように努めます。

●こころの健康の推進

こころの健康づくりに関する知識の普及と相談機関の啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を実施し、地域の見守りを推進します。



町民・地域に期待される取り組み

- 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談します。
- 定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めます。
- 自分や家族、近所の人のおつやこころの健康に関心を持ちます。

(3) 暮らしやすい生活環境の整備

現状と課題

暮らしやすい生活環境の充実のためには、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らし、生活できる「まち」をつくっていくことが必要です。

高齢者や障がい者が安心して、快適に暮らせる「まち」とは、あらゆる方にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、高齢者や障がい者の意見を参考にした、歩道などの安全な歩行空間の確保や多くの住民が利用する公共公益施設や住宅のバリアフリー化など、誰もが利用しやすいように配慮した施設・設備の整備を推進するため、「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた福祉のまちづくりを推進する必要があります。

もちろん、このような福祉のまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが全ての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることを住民が認識する必要があります。

アンケート調査によると、地域の中で問題・課題と思うものとして、「高齢者や障がい者が暮らしやすい施設や住宅・道路の整備」が最も多くありました。

高齢者や障がい者が、安心して暮らすためには、利用しやすい施設や段差の少ない歩道などの整備とともに、買い物や通院が容易にできるアクセス環境の整備も重要です。高齢者や障がい者など、いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は急務となっています。

道路や公共施設の整備改修は、すぐに取りかけられるものではありませんが、改修や改築の機会を捉え、整備を図るとともに、高齢者や障がい者に対する地域住民での助け合い、支え合いによる、福祉のまちづくりの取り組みの推進が求められます。

施策の方向性

●ユニバーサルデザインの推進

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」に従い、道路や公園、建物などのバリアフリー化はもちろんのこと、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを関係機関と連携を図りながら推進します。また、ユニバーサルデザインについて、広報紙やホームページ、セミナーや講座の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。

●こころのバリアフリーの推進

共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いの個性や多様性を認め、支え合い、助け合えることができるよう、偏見や差別などの心のバリアをなくす「こころのバリアフリー」を推進します。

●交通手段の確保

交通弱者への対応に向けて、身近な交通手段である路線バスの運行路線・本数の維持確保に努めるとともに、デマンド型交通など、多様化した町民ニーズに即した総合的な公共交通を検討していきます。



町民・地域に期待される取り組み

- ユニバーサルデザインについて理解を深めます。
- 学校や商店街などと連携して、地域における障害物等の確認を行い、その改善に努めます。
- 地域全体で除雪作業に取り組みます。
- 地域の道路や歩道などの危険箇所を発見したら、地域や行政に連絡します。

(4) 防犯対策の充実

現状と課題

近年、地域社会や隣近所とのつながりや絆の希薄化が進み、隣近所に関心を持たない人が増えている中、子どもを狙った声かけや、高齢者を狙った特殊詐欺被害が増加し、社会的な問題となっています。

凶悪化・多様化する犯罪を未然に防止するため、また、子どもや高齢者等が事故や犯罪に巻き込まれないようにするためには、警察などによる防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じた地域住民のネットワークによる犯罪への備えが求められます。

地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮するためにも、地域の安全を守る対策について、検討、推進することが求められます。

施策の方向性

●防犯意識の高揚

広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防犯の意識づくりを呼びかけます。

●関係機関との連携強化

子どもや高齢者等が犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめ関係機関・団体と連携し、防犯活動・見守り活動を推進するとともに、防犯情報などの共有を図ります。

●犯罪に関する予防知識の啓発

高齢者などを狙った特殊詐欺の手口などについての情報提供や、予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体などでの学習の機会を利用して、知識の普及・啓発に努めます。



町民・地域に期待される取り組み

●あいさつなどを通して、地域の顔見知りを増やします。

●防犯知識を身につけ、自らの安全を確保するとともに、身近な子どもや高齢者が犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配ります。

●電話や訪問による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や警察等に相談します。

●防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。

(5) 災害時の支援体制の充実

現状と課題

近年、地震や豪雨、台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。

あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。特に、要配慮者と言われる高齢者、障がい者、子どもなどは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の強化を進める必要があるとともに、こうした方の視点での対策も急務となっています。

アンケート調査によると、災害時の避難場所の認知度については、27.6%が「知らない」と回答しています。また、災害発生時に困ることは、「災害の情報がわからない」、「物資の入手方法などがわからない」が比較的多い回答として挙げられています。

本町では、「岩手町地域防災計画」、「災害時要援護者避難支援計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、地域や民生委員・児童委員などの協力を得ながら、自力では避難できない高齢者や障がい者などの災害時要援護者の把握、避難支援について整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう、防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みの整備や、避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや福祉サービス事業所や学校等における感染防止対策、感染発症時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討、整備していく必要があります。

施策の方向性

●防災意識の高揚

広報紙やホームページなどにより、地域での防災の意識づくりに努めます。

●防災知識の普及・啓発

避難場所や避難経路、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発に努めます。

●自主防災組織の強化・育成

初動期の災害応急対策に大きな力を発揮する自主防災組織を育成し、地域ぐるみの防災体制の強化を図るとともに、自主防災組織の活動を強化するため、資機材の整備に努めます。

●災害時要援護者名簿の整備

地域と協働して災害時要援護者名簿の整備を推進します。

●感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症などを踏まえた地域の支え合いや各種福祉サービス事業所や学校などにおける感染防止対策、感染症発生時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制の整備を進めます。



町民・地域に期待される取り組み

●災害時の避難場所、避難経路などの確認を行います。

●災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

●日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、災害時要援護者の避難支援に積極的に協力します。

●地域の防災訓練に参加します。

第5章

計画の推進にあたって

1 計画の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のふれあいを大切にしまちづくりや、きめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかし、今日の複雑化した社会環境の中で、地域では様々な生活課題や困難な問題を抱える人たちも増えており、行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、住民、地域、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取り組みを進めます。

(1) 住民の理解と参画の促進

地域福祉に対する住民の理解を広く求めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。地域においては、住民をはじめ、関係団体・機関との連携強化を図り、配慮が必要なひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭などを支えるネットワークづくりに取り組みます。

(2) 庁内関係各課との連携

地域福祉について全庁的な取り組みを図るとともに、事業・施策等を円滑に推進するため、健康福祉課内をはじめ庁内関係各課との連携を強化します。

(3) 関係機関との連携

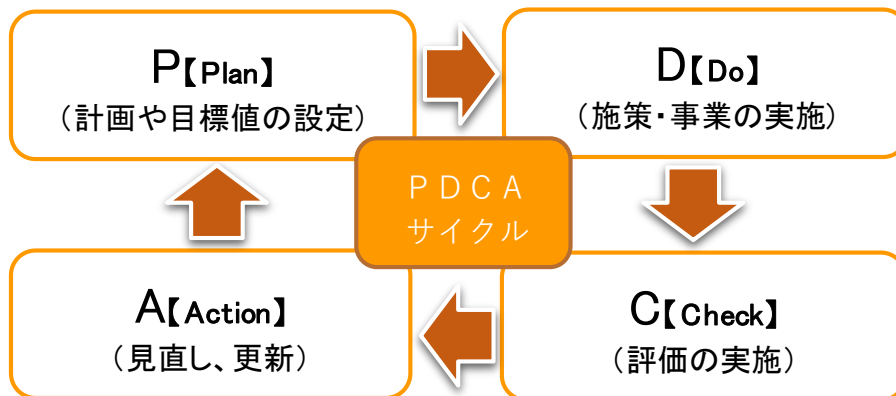
成年後見制度や生活困窮者自立支援制度など、専門的かつ広域的な対応を要する支援については、国や県等の関係機関との連携を図るとともに、町に対する助言・指導などに留意しながら適切な対応を図ります。

2 計画の進行管理

計画期間中は、健康福祉課が中心となり、庁内関係各課をはじめ社会福祉協議会や各種団体・関係機関などと連携して、施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

また、本計画は、令和4年度を初年度とする10か年の計画であることから、最終年度である令和13年度には見直しを行います。町及び社会福祉協議会を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画期間内での見直しを検討するものとします。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つです。

資料編

1 岩手町地域福祉計画策定委員会設置要綱

岩手町告示第50号

岩手町地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定め令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月18日

岩手町長 佐々木 光 司

岩手町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条に規定に基づく岩手町地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定を図るため、岩手町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る基本的事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項。

(組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他地域福祉の推進のために必要と認められる者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直し計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、町長が別に定める。

2 岩手町地域福祉計画策定委員名簿

委嘱期間：令和3年12月6日～令和4年3月31日

(敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
岩手町社会福祉協議会会長	藤 原 徳 明	委員長
岩手町民生委員児童委員協議会会長	佐々木 夏 子	副委員長
岩手町婦人団体連絡協議会会長	大 坊 邦 子	
岩手町老人クラブ連合会会長	田 村 進	
岩手町保健推員進協議会会長	竹 田 裕 子	
岩手町食生活改善推進協議会会長	埜 崎 富 江	
水堀地区自治振興会連絡協議会会長	早 坂 信 一	
北山形岩瀬張地区自治振興会連絡会会長	幅 清 一	
上沼宮内地区自治振興会連絡協議会会長	乙茂内 利 夫	
下沼宮内地区自治振興会連絡協議会会長	阿 部 豊	
一方井地区自治振興会連絡協議会会長	武 田 茂	
久保地区振興連絡協議会会長	佐々木 由 和	
川口地区自治振興会連絡協議会会長	岩 崎 欽 弥	
南山形地区各種団体連絡協議会会長	佐 藤 久	
岩手町PTA連合会会長	大 巻 勝 徳	
傾聴ボランティアおひさま代表	澤 口 利 江	
地域支え合い推進員	北 構 政 美	
岩手町在宅介護支援センター沼宮内管理者	吉 田 奈穂子	
岩手町在宅介護支援センター川口管理者	今 松 順 子	
公募委員	上 山 賢 吉	

3 用語集

【あ行】	
SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。 2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題の解決を図り、地球上の「誰一人取り残さないこと」を誓っています。
NPO	民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせずに地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。

【か行】	
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対して、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用の支援や日常的な金銭管理などを行う。
更生保護	犯罪や非行をした人が罪を償い、社会の一員として再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐことで地域社会の安全と安心を守る仕組み。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年処女の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
合計特殊出生率	1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの。
高齢化率	65歳以上人口（高齢者人口）の総人口に占める割合。
コーホート変化率法	各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】	
災害時要援護者	重度の障がいのある人や一人暮らし高齢者などで、災害時に避難誘導などの支援が必要な人。
自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、主に自治振興会等を単位として、自主的に結成する防災組織。
児童委員	地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにしたり、それらの者に対する福祉サービスを行なう者との連絡調整を行なう。
主任児童委員	従来の児童委員とは別に、児童の福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として、児童の福祉に関する機関と区域の児童委員との連絡調整を行い、関係機関や区域の児童委員と連携して活動を行う。
生活困窮者自立支援制度	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、相談支援などを実施することで、自立の促進を図ることを目的としている制度。
生活習慣病	生活習慣病とは、生活習慣が原因で起こる疾患の総称で、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義されている。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症、骨粗しょう症、歯周病などがあげられる。
生活保護	生活保護法に基づいて、さまざまな理由で働くことができない人や極端に収入が少ない人のために最低限の生活ができるように支援する制度。
成年後見制度	精神上的障がい（知的障がい・精神障がい・認知症など）により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

【た行】	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

【な行】	
認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったために、様々な障がいが起こっている状態。記憶障害や見当識障害、判断力、実行機能の低下などの中核症状と、うつ状態や妄想など日常生活への適応を困難にする周辺症状がある。
年齢三区分別人口	人口構成を年少人口、生産年齢人口、老年人口の三区分に分類した人口構成。 ○ 年少人口・・・0歳～14歳の年齢にあたる階層の人口。 ○ 生産年齢人口・・・15歳～64歳の年齢にあたる階層の人口。 ○ 老年人口・・・65歳以上の年齢にあたる階層の人口。
ノーマライゼーション	「正常化」「日常化」を意味し、障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。

【は行】	
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会参加をするうえで、障がい（バリア）となるものが除去され、自由に社会参加できるようなシステムづくりの概念。
BBS会	Big Brothers and Sisters Movementの略。非行少年等さまざまな立場の少年少女に「兄」や「姉」のような立場で、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、立ち直りや自立の支援や非行防止活動を行う青年ボランティア団体。
保護観察所	犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会の中で更生するように、指導（指導監督）と支援（補導援護）を行う機関で、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれています。
保護司	犯罪や非行によって保護観察を受けた者に指導・助言を行い更正を手助けをする非常勤の国家公務員です。

【ま行】	
民生委員	民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務とする。

【や行】	
ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
要介護状態	日常生活上の動作を自分で行うことが困難で、何らかの介護を要する状態。要介護1～要介護5に区分されており、数が大きくなるにしたがって介護度は重くなり、より介護が必要な状態になります。
要支援状態	基本的な日常生活動作をほぼ自分で行うことが可能で、現時点で介護が必要ではないけれども一部支援が必要な状態。要支援は要介護よりも介護度は軽くなりますが、このまま年月を経ると要介護になることが予想される状態。要支援1と要支援2に区分されています。

【ら行】	
ライフステージ	人が生まれてから死ぬまでの各段階のこと、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など。

岩手町地域福祉計画

令和4年3月
発行・編集 岩手町 健康福祉課
〒028-4395
岩手町大字五日市 10-44
TEL : 0195-62-2111
FAX : 0195-61-1160

